

## 平成21年第2回嵐山町議会定例会

### 議事日程（第1号）

6月2日（火）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（柳議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）  
（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 議員提出議案第2号 哀悼決議の提出について

日程第 7 副議長の選挙について

追加

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 報告第 1号 平成20年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算  
報告につ

いて

日程第10 報告第 2号 平成20年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告  
について

日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いて

日程第12 議案第39号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の  
一部を改

正することについて

日程第13 議案第40号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部  
を改正す

ることについて

日程第14 議案第41号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改  
正するこ

とについて

日程第15 議案第42号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条  
例の一部

を改正することについて

日程第16 議案第43号 平成21年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）  
議定につ

いて

日程第17 議案第44号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予  
算（第1

号）議定について

日程第18 議案第45号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）

議定について

日程第19 議案第46号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補  
正）

日程第20 議案第47号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下  
申請）

日程第21 議案第48号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補  
正）

日程第22 議案第49号 町道路線を認定することについて（道路敷地の寄  
附）

日程第23 請願の委員会付託について

---

#### 出席議員（13名）

1番 畠山美幸 議員	2番 青柳賢治 議員
3番 金丸友章 議員	4番 長島邦夫 議員
5番 吉場道雄 議員	6番 藤野幹男 議員
7番 河井勝久 議員	9番 川口浩史 議員
10番 清水正之 議員	11番 安藤欣男 議員
12番 松本美子 議員	13番 渋谷登美子 議員
14番 柳勝次 議員	

#### ○欠席議員（なし）

---

#### ○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉田 豊
書 記	菅原 広子
書 記	石橋 正仁

---

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長									
高	橋	兼	次	副	町	長								
安	藤		實	総	務	課	長							
井	上	裕	美	政	策	経	営	課	長					
中	西	敏	雄	税	務	課	長							
中	嶋	秀	雄	町	民	課	長							
岩	澤	浩	子	健	康	福	祉	課	長					
田	島	雄	一	環	境	課	長							
水	島	晴	夫	産	業	振	興	課	長					
木	村	一	夫	企	業	支	援	課	長					
田	邊	淑	宏	都	市	整	備	課	長					
小	澤		博	上	下	水	道	課	長					
田	幡	幸	信	会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	
加	藤	信	幸	教	育	長								
小	林	一	好	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	
大	塚		晃	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長
水	島	晴	夫	農	業	委	員	会	事	務	局	長		
				産	業	振	興	課	長	兼	務			

---

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 21 年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時04分)

---

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第 120 条の規定により、

第1番議員 畠山美幸議員

第2番議員 青柳賢治議員

第3番議員 金丸友章議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして5月26日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告2件、人事1件、条例4件、予算3件、その他4件、合計14件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日2日から6月8日までの7日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問には受け付け順として、6月5日に1番の渋谷登美子議員から5番の長島邦夫議員、6月8日に6番の川口浩史議員から8番の松本美子議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日2日から6月8日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月8日までの7日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、議員異動につきまして報告いたします。既に皆様ご承知のとおり、副議長でありました第8番議員、村田廣宣議員が去る4月4日にご逝去されました。村田廣宣議員が地方自治の進展と住民福祉の向上に尽くされました功績をたたえるとともに、改めまして、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案第1号「(仮称)人身売買被害者保護法」の制定を求める意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告2件、人事1件、条例4件、予算3件、その他4件の合計14件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から5月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成21年5月14日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に議会報編集委員4名が出席いたしました。

平成21年5月19日、メルパルクホールにおいて全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に本職が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職あて提出のありました請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

---

## ◎行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げたいと思いますが、その前に、去る4月4日にご逝去されました嵐山町議会副議長、村田廣宣氏の本町に対するご功績に対しまして、深甚なる敬意と感謝の念をささげ、心から哀悼の意を表する次第であります。

それでは、あいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成 21 年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためにまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告2件、人事1件、条例4件、予算3件、その他4件の計 14 件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成 21 年2月から平成 21 年5月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧を願いたいと存じます。

以上をもちまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、お手元の 122 条による事務に関する説明書に基づきまして、教育委員会所管の事務につきまして何点かご説明、ご報告をさせていただきます。

36 ページをお開きいただきます。36 ページ、教育委員会関係中ほどの大きな2番目、学校教育関係の学校基本調査の結果について掲載してございますが、21 年度のすべての数字の基礎データとなります児童生徒数で

ざいます。今年度児童数は 972 名、前年度 19 名の減、中学校、生徒数が 488 名で 17 名の増、右側へ行きまして、嵐山幼稚園、91 名の園児でございます。

なお、嵐山幼稚園につきましては、4月8日に開園式を行いました。議員の皆様方にもご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。見学会につきましても大勢の方がご見学をしてくださいました。4月9日に入園式を行いまして、バス2台用意していただきまして、現在園長を中心に新しい園舎で保育活動を行っております。

続きまして、40 ページをお開きください。3、スポーツ関係の(2)、スポーツ事業関係ですが、5月 10 日、「町民スポーツの日」が開催されました。天候にも恵まれまして、おかげさまで約 650 名の皆さん方がそれぞれの種目等にご参加をいただきました。ご案内のように「町民一人一スポーツ」ということを掲げておりますので、今後ともスポーツ行事等の充実に努めてまいります。

続きまして、お手元に平成 21 年度嵐山町教育行政の重点施策、毎年お配りをしているものですが、今年度の教育委員会所管の事務につきまして重点施策を作成させていただきました。これに基づいて適正な事務の執行に努めてまいりますと同時に、その年度年度の教育委員会の所管の事務の点検、評価に努めてまいります。

それから、お手元に資料はございませんが、2点ほどご報告させていただきます。

給食調理場の建設につきましてですが、おかげさまで現在の工程ベースは約 50%ということで担当の方に聞いております。基礎工事及び鉄骨建て方が終了しまして、先週より外壁工事に入っております。今後屋根の工事、建具工事、防水工事、内装工事を実施すると、あわせて機械、電気設備工事、最後に外構工事と、こういう予定で、工事担当者のお話ですと、現在のところ順調に進んでいるというお話でございました。

最後に、再編によりまして、教育委員会学務課がこども課となりまして、学校教育担当、こども担当に再編をし、実際には4月 13 日、月曜日から3階から1階において、事務を執行させていただいております。町長の町民の視点での子育て支援の一環としての再編であります。この趣旨に沿うよう関係課とも連携して努力してまいりたいと存じます。

以上で報告をさせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。以上で行政報告を終わります。

---

## ◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会で取り扱いました特定事件についてご報告を申し上げます。

朗読をもってご報告にかえさせていただきます。記とあります下から朗読いたします。

本委員会は「鎌形上大ヶ谷の開発について」と「観光資源について」4月23日並びに5月13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

### (1) 鎌形上大ヶ谷の開発について

4月23日に委員会を開き、水島産業振興課長及び田島環境課長に出席を要請し、初めに水島産業振興課長に報告を求めました。

#### 水島産業振興課長の報告

埼玉県農林部農業政策課長から嵐山町農業委員会に次のような通知が来しました。

農政第1062-1号 平成21年3月31日付。嵐山町農業委員長様。農地法第5条の規定による許可申請について(通知)。本県の農地調整事務につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。平成20年8月29日付で送付のあった下記の者の申請は、別添のとおり不許可になりましたので通知いたします。譲受人、学校法人タイケン学園理事長 柴岡三千夫。譲渡人、松永忠夫外4名。許可番号、指令農政第1062号。

次のページは上田清司埼玉県知事からのもので、理由が示されています。

理由、「申請されたグラウンド設置計画は、グラウンドを造成するために10万8,700立方メートルの土砂等を外部から搬入して埋め立てる計画であり、この埋め立てに使用する土砂等について、『土砂等の発生場所の証明一覧表』及び『土砂等の発生場所の証明書』が申請書に添付されている。

この埋め立てに使用する土砂等のうち、日高市のストックヤードに保管されている土砂等について、①廃棄物がまざっていること、②廃棄物がまざった状態では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けずに埋め立てることができないこと、③現状において当該許可に必要な手続きが何らなされていないこと、④当該許可の手続には相当の期間が必要とされていることが確認された。

したがって現状では、遅滞なく、申請された計画どおりグラウンドが設置される見込みはなく、グラウンド設置計画の実現が確実と認められない。

このことは、農地法第5条第2項3号及び農地法施行規則第7条の5第1号で規定した農地転用許可をすることができない場合に該当する」。

平成21年3月31日。埼玉県知事 上田清司。

以上のような内容であった。その後、質疑に移りました。

問 所有権は譲受人に移っていないということか。

答 農地は許可がないと所有権の移転登記はできないから、移っていません。

問 土地の所有者は5人ということか。

答 農地が5人ということです。農地は2万8,000平方メートルくらいで、他に宅地と山林もあります。今回は、農地について不許可になったということです。

問 改良土がだめな理由は…。

答 昨年11月に総務経済委員会が視察した改良土は、お金をいただいて搬入させるものです。お金をいただいて搬入させる土砂は産廃に当たりません。産廃は許可にはならない、ということです。

問 日高市はどういう理由か。

答 土砂の一覧表があって、その中に日高市の土砂があったわけですが、もうかなりの年数がたっていて良土砂ではなかった、というようです。

問 これはたまたま農地があったから、よく調査され不許可になったと思う。農地がなかったら許可されたのではないか。

答 農地がなければ許可になっていたと思います。

問 タイケン学園は鎌形の造成はあきらめたのか。

答 県は土砂の件で不許可にしました。農転については問題ないようです。タイケン学園は、今回はもうできないので申請の出し直しをしようと言っています。

以上報告します。タイケン学園は申請の出し直しを言明していますので、引き続き調査をしてまいります。

## (2) 観光資源について

### ① 4月23日の委員会

水島産業振興課長に出席並びに報告を求めました。

#### 水島産業振興課長の報告

嵐山町の観光について平成19年の調査では、ハイキング及び登山客が9万6,900人、消費金額が3,285万7,000円という推計です。花見客ともみじ狩りは1万人くらいです。寺院・文化財関係は5万6,000人、これ

は嵐山史跡の博物館に来場している人数です。それから遊園地客は、16万6,600人ですが、平成楼が主で年間15万6,000人くらい、消費金額は4億2,000万円になるということです。各種行事やまつり見学客は、時代まつりに3万1,700人、スポーツ客は3万3,900人で、これは嵐山カントリーの入場者です。消費金額は4億5,300万円になっています。産業観光客では農産物直売所と観光果樹園のふるさと、志賀、芋掘り、観光イチゴ狩りで合わせて28万4,100人です。そのうち直売所が28万人くらいで、消費金額は3億432万9,000円でした。県内の方の日帰りは42万7,000人、宿泊が3万1,300人、県外の方は日帰りで14万3,800人、宿泊が7,500人でした。しかし不明の方は7万人おられます。これらを合わせると67万9,300人、消費金額が12億4,107万円という推計でした。交通機関は自家用車が一番多く50万人、鉄道が3万2,000人、バスは2万人などという結果でした。

続いて、人気のスポットの説明がありました。

嵐山溪谷の紅葉や新緑等は多くの方が来ます。特に昨年、一昨年とNHKが取り上げ、かなりの人が来るようになりました。都幾川のさくらまつりも人気の場所です。これと合わせて周辺に菜の花を咲かせたいと思いましたが、今年は失敗しました。来年はきれいに咲かせるよう努力します。歴史の里公園は彼岸花がきれいに咲くようになりましたが、もう少し手入れをする必要があると考えています。鎌形の八幡神社はドラマ撮影に使われている場所ですが、しかし名前が出てきていません。そのため知名度はまだ低いと思っています。嵐山溪谷のバーベキュー場には、何回も来ていただいているようです。それでこの場所と連動して槻川橋から都幾川の合流地点、二瀬の間まで県の「水辺再生100プラン」の対象に決まり整備することになりました。今は草で覆われていますが、整備されればバーベキュー場に来た方も、さらに楽しんでいただけたと思います。「比企地域元気アップ会議」という会議があり、比企地域の観光を全体で協力して行っていこうというものです。今年度は5月3日、4日の2日間、大宮ソニックシティで「埼玉B級御当地グルメ王決定戦」という催しが開かれます。残念ながら嵐山からは出ませんが、東松山の「やきとり」、川島の「すったて」、小川の「のらぼう菜コロケ」などが出店されるということです。

以上。その後、質疑に移りました。

問 観光客数の調査は、どのようにやったのか。

答 施設にお願いをして調査をしています。ただ、バーベキュー場や花見客は推計です。バーベキュー場は車の台数から推計できますが、花見客は難しいです。

問 槻川橋から二瀬の間は、どのような整備をするのか。

答 右岸側を整備する予定です。右岸側というのは、下流に向かって右側ということです。槻川橋から見て、下流に向かって右側を予定です。アカシアの木を残し、下草を刈って、中に遊歩道をつくりたいと思っています。

問 あそこはカワセミがたくさんいるから、巣づくりに適していると思う。その点を考えて整備してほしい。

答 わかりました。

以上。次は町内の観光場所、特に北部地域も視察することにして閉会しました。

## ②5月13日の委員会

水島産業振興課長に出席を求め、町内の観光場所を視察しました。

場所は、トラスト地、バーベキュー場、水辺再生100プランの場所、鎌形のイチゴ園、笛吹峠の町有地、將軍沢の遊休農地、古里の沼の釣り客、古里のブルーベリー園、勝田梅林、花見台工業団地の緑地(日遊協と損保ジャパンの記念植樹)があるところです)、金泉寺のアジサイを視察しました。

帰庁後、意見交換を行いました。

意見1 ほとんどのところがそうだったが、間伐して日を入れて山自身をよみがえらせていくことが、観光資源になると思う。

意見2 視察したところは、ある程度管理はできていると思うが、駐車場の整備の必要性を感じた。

意見3 トラスト地だが、以前、川のところに歩道があったという。歩道の整備と合わせ、川におりられるようにして親水公園みたいなのができれば、新たな観光になるのではないか。

意見4 北部地域のハイキングコースをつくったらいいのでは…。新しい嵐山町の発見になると感じた。

意見5 ブルーベリー狩りと同時に、加工品が物産としてやれないだろうか。ジャムやジュースにして販売できないか。

これらの意見が寄せられました。

引き続き調査したいので、中間報告とします。

以上です。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) タイケン学園は、申請の出し直しをするというふうに言っていますがけれども、どういう内容で申請の出し直しをするのか、もしわかったらお答え願いたいと思います。

それから、農地法の5条そのものは農転の許可の申請だと思うのですけれども、この不許可の内容が、廃掃法の許可がとれないということで不許可になったのか。多分農転の許可の場合は農転の許可の要件と、廃掃法の申請というのは、要するに廃棄物を入れるということ自体は農転には該当しなくなってくるのだと思うのですけれども、廃掃法の許可がとればこの埋め立てというのができるのかどうか。また、そういう形で進めようとしているのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 初めに、タイケン学園の申請の出し直しの件なのですが、これについてはわかりません。要はちゃんとした残土が確保できないと、県は恐らく認めないと思いますので、その残土が確保できるかというのが問題になってくると思うのです。その残土が確保できた段階で申請されるだろうとは思いますが、現時点では引き続き鎌形にグラウンドをつくるのか、もうあきらめたのか、わかりません。

それから、農転の関係で廃掃法というのは、廃棄物処理法のことによろしいのでしょうか。まさにそのとおりで、産業廃棄物に当たる残土が見受けられるということで不許可になったわけであります。

質問とかみ合わなかったら、ちょっともう一度お願いしたいのですが。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 要するに農転の許可は、産廃を持ち込むということとは許可にならないということですね。そうすると、あその場所は農地だけではなくて、ほかの部分も、山林の部分もあるかと思うのですけれども、その部分については、この2番で言っている廃棄物の処理及び清掃に関する法律、要するにその手続をとれば産廃は持ち込めるというふうになるのだと思うのですが、そういう方法で農地と山林を分けて埋め立てをするという考えを持っているのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 我々が一番心配しているのは、実はその点なのです。今回農地については不許可になりましたけれども、山林とか宅地、ここの部分については何ら検査がされないわけです。法律上は、産廃の埋め立ては違反ですけれども、検査がされないわけですから、業者がやろうと思えば埋め立てはできてしまうということであります。ただ、業者がやるかどうかということでのご質問でもありましたが、まさかそこまではやらないのではないかなとは善意に考えてはおりますけれども。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 議会で県の残土条例の勉強したと思いますけれども、そういう面ではこの埋め立てに関して県がどの程度監視をするというふうになっているのでしょうか。今の話ですと、埋め立てられれば埋め立てられてしまうという話ですと、農地以外の部分についての埋め立てが始まった場合に、そのときのあるいは抑えるというか、埋め立てを中止させるというか、もし産廃が入っていたら、それを搬出させるという権限は、町や県がどの程度監視をしていくのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 都市計画法に基づく今回の件は埋め立てなので。都市計画法につきましては、検査項目の除外規定というふうになっておりますので、県の検査がされるかという、一切されないという条件なので。ですので、県がどこまでやるかという、県は許可をしまえば、後は何もしないという状況だというふうに思います。ただ、悪いものが下流に流れてきた段階で検査をしたら、悪いものが入っていたということになれば、それは産廃を埋め立てたこととなりますので、その段階で措置がされるというふう、そういうふうになると思いますけれども。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 2点ばかりご質問いたします。

今回県が農地法を前面に出して不許可だということです。ほっとしてはおりますけれども、今清水さんからもありましたように、タイケン学園は申請を出し直しすると言っているということで、出てこなければいいわけですが、ただ1点ひっかかるのは、農地が埋め立ての中にどういう点在をされているのかということと、それが農地を今除外しても可能なのか。それから、農地法については農業委員会ですが、これはこの事業に対しては町の農業委員会には出なかったのか、まだ出せる段階ではなかったのか。町の農業委員会にはかかっていないのだと思うのですけれども、その辺の経緯について伺いしたいと思います。

それから、もう一点、今の観光の関係で、積極的に総務経済が取り上げているということに対しましては敬意を表しますが、この中に新たに県が水辺再生100プランの場所として対象になったということですが、この水辺再生100プランの計画内容について、ある程度説明があったのかどうか、ありましたらお話しいただければと思いますけれども。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、お答えいたします。

まず、町の農業委員会はということだったかということですが、町の農業委員会は埋め立てすることもやむを得ないということで、県の農業委員会のほうに進達をしたという経過でございます。

それから、農地はどの辺にあるのかということですが、埋め立て場所の大体中ほどにあるということであります。ですから、そこを避けてというのはなかなか難しいかと、全体を整備するには難しいかなというふうに思います。

それと、水辺再生100プランの件ですが、示された図面は、ちょっと見えにくいと思うのですが、この黄色い部分が整備をするということなのです。槻川橋から二瀬の間ということであります。内容につきましては、ここの問答のところに記してありますけれども、アカシアの木といいます、にせアカシアらしいのです。でも、それは残したいということです。そして、下草を刈って、中に遊歩道をつくっていきたいということで、そういう説明でありました。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) やむを得ないという農業委員会の対応だったということがわかりました。ただ、県はそうではないという見方をしたわけですが、その後農業委員会はというふうな、農業委員会のほうにこういう状況だったということを報告はしたのかどうか。そういうことも認識の問題ですから、農業委員会のほうも認識を共有してもらう必要があるわけで、その辺はどうだったのかお伺いしたいと思います。

それから、やむを得ないというのを出した時期はいつごろだったのかどうか。

それから、水辺再生プランにつきましては、今委員長からまだ計画だけですということなのですが、これについては地元の意見等々も入れながら、恐らく整備計画がされるのだと思うのですが、総務経済委員以外の我々にも何か資料がいただければありがたいなというふうに思っていますが。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 お答えいたします。

その後の町の農業委員会の理解といいますか、対応といいますかなのですが、8月29日での段階ではやむを得ないということで県のほうに進達をしたのです。その後県のほうからもいろいろ情報が入ってきて、3月4

日付で埼玉県知事、上田知事あてに農業委員会の会長、飯島昇様からこの件につきまして、ちょっと全体を読むのは略しますが、「このような申請人の態度には問題がある」ということで、問題があるという認識に農業委員会も立っているということでございます。

それから、水辺再生 100 プランの関係なのですが、地元の意見はどうかということなのですが、地元の区長さんを入れて、実際にはこれからプロジェクトチームをつくって、どんな整備をするのかということを進めていくわけですので、地元の意見は反映されるものと思っております。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 では、答弁漏れということで再度答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 資料については、総務経済委員以外の皆様にもお配りしたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会より閉会中の特定事件「放課後児童対策について」を調査研究を行いました。

朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長 柳 勝次様

文教厚生常任委員長 松本美子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

本委員会は、閉会中の特定事件である「放課後児童対策について」を調査するため、4月17日、5月12日委員会を開会し、調査研究を行った。

(1)4月17日の委員会

当日は、小林こども課長、前田副課長、大塚生涯学習課長に出席を求め放課後児童対策について説明を受けた。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない 10

歳未満の児童に対し、適切な遊び、生活の場を与え健全な育成を図ると、児童福祉法の改定により位置づけられました。

20年5月1日現在、厚生労働省の調査によると、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施市町村は対前年で898カ所増加の1万7,583カ所、登録児童数79万4,922人となり、実施市町村割合は88.8%、未実施市町村数は202町村と発表をいたしました。実施場所の状況は、学校の余裕教室と学校敷地内専用施設を合わせ学校内敷地が全体の48%を占める。

実施主体は市町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会等が運営している。事業内容、健康管理、安全確保、情緒の安定、自主性、社会性等と家庭に連絡や家庭と地域での遊びの環境づくりへ支援、また、市町村は教育委員会が主導で福祉と連携を図り、全小学校区に放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を実施する放課後子どもプランを推進する。

当町は、21年度よりこども課を設置して、教育、福祉部門が一緒になり実施した。放課後子どもプランに基づき、子供の情緒面や安全性の確保、適正な人数規模へ移行を図るため、町は菅谷学童室の新設を補助金活用で、国、県及び町が各3分の1の負担割合で計画した。現在の学童保育施設は、菅谷ひまわり、志賀てんとう虫、七郷子どもの森とで3カ所。運営は父母会の運営で町の委託として行っております。

#### 菅谷ひまわりの児童数と登録人員

1年生23人、2年生25人、3年生15人、4年生14人の合計で77人です。

#### 志賀てんとう虫

1年生15人、2年生14人、3年生12人、4年生17人、5年生6人の合計で64人。

#### 七郷子どもの森

1年生8人、2年生13人、3年生14人、4年生13人、5年生7人、6年生5人の合計60人です。

施設の状況は、菅谷ひまわりは敷地内専用施設、志賀てんとう虫は余裕教室、七郷子どもの森は施設内専用施設で運営し、年間の開設日数は菅谷ひまわり291日、志賀てんとう虫288日、七郷子どもの森281日と、保育時間につきましては、3学童が平日18時40分前後です。土曜日、学校休業日を保育しており、指導員数や雇用形態等は父母会雇用で各学童保育が雇用契約をしている。指導員数は菅谷ひまわり正規2名、パート4名、志賀てんとう虫正規2名、パート5名、七郷子どもの森正規2名、パート3名

で保育を行い、給与、賃金は各学童保育で労働基準法に基づき就業規則を決めています。また、保護者負担金は菅谷ひまわり、志賀てんとう虫は1万1,000円、七郷子どもの森は従量制でその他おやつ代が負担となる。

今後の課題は、放課後児童対策と放課後児童健全育成事業の連携をどう図るか、学童数の増加で施設の対応や、指導員の確保等が課題です。

続いて、放課後子ども教室(スイミー)の説明を受けた。公民館を活動場所として、中学生以上のリーダーと、安全管理、学習アドバイザー、コーディネーター等で構成している。小学、中学校の参加状況は菅谷小21人、志賀小16人、七郷小9人、菅谷中5人、玉中3人で、毎週木曜日15時30分から17時まで35日間開催し、延べ221人参加と、土曜、日曜日は13時から16時30分まで61日間開催、自然科学、ボランティアあるいは環境、防災等の体験活動を中心に延べ874人が参加をいたし、各小学校より参加児童もふえた。今後は他校との幅広い交流を図り、中学生の参加の検討と21年度より小学校の授業数がふえたことで時間の確保が課題となります。県下の状況で見ると、放課後子ども教室実施市町村は31市町村で214カ所で行われています。スポーツ少年団の活動は、嵐山ライナーズ男子36人、女子1人、嵐山ウイングス男子42人、女子3人、嵐山サッカー男子37人、女子0人、嵐山ガッツジュニア男子15人、女子15人、嵐山ジュニアバドミントン男子4人、女子24人、その他体協指導等の団体が活動をいたしている。公民館講座(子供チャレンジ教室)の活動は、英会話教室6回で27人、書道と礼儀5回で37人、何でもチャレンジ教室(ゲートボール、キャンプ、スケート)、これも6回で42人、ジュニア科学教室5回で89人、生け花教室7回で27人、その他自主的な活動団体があり、野球、ダンス、バドミントン、空手等を実施いたしております。

以上の説明後、質疑に移る。

問 学童保育は3年生までが基本ですが、預けていない子供の状況は。

答 現状の状況は分析までは行っていない。

問 菅谷の学童を新設ですが進捗は。

答 21年度補助金活用で建設し、障害児対応も行い、設計と建築確認はおりております。

問 空き教室の利用はできないか。

答 志賀小は利用しているが、学校側と学童側の管理運営上が課題である。

## (2)5月12日の委員会

当日は、小林こども課長、前田副課長、藤永サブリーダー、大塚生涯学習課長に出席を求め、前回に引き続き説明を受けた。

5月1日現在小学校児童数は、菅谷小 545 人で 18 クラス、七郷小 135 人の 7 クラス、志賀小 292 人の 12 クラスで、全校小学生徒数 972 人の前年比マイナス 19 人減です。中学校は、菅谷中 277 人、玉中 211 人で、全校中学生徒数が 488 人の前年比 17 人の増が町の現状です。

菅谷学童ひまわりの新設については、県基準に基づき、設計を計画し、基準が1人当たり 1.65 平方メートルで 40 人のスペースの 66.66 平方メートルと、また和室の6畳、おやつづくりに台所、身障者用トイレ等の設計です。事前に保護者会と協議をし、要望も取り入れた。確認申請も許可もいただいているので、新年度の開設に向けて発注もしていく。

続いて、20 年度地域ふれあい推進事業は、小学校3校の取り組みで、菅谷小は託児教室が特徴と、菊、それから交通指導、車いす体験、登下校見守り等です。志賀小は日本語指導、読み聞かせ、草刈り、十日夜集会、わら鉄砲等です。七郷小は登下校見守り、除草作業、菊、読み聞かせ、3校とも地元の方、保護者の協力で活発に特色を持って地域ふれあい事業が行われております。

嵐山町子ども会連絡協議会の状況は、加盟団体が3団体で川島1区で 48 人、川島2区で 52 人、むさし台 41 人です。協議会へ加盟していない地区組織は把握はできておりません。また、子ども関係図書館事業実施状況ですが、おはなし会が毎月第2水曜日で 11 回開催し、また語り手のお話を聞くこと、おはなしポレポレは毎月第3土曜日、11 回の開催、絵本、紙芝居、手あそび、映画関係は毎月第2日曜日で3回開催。親子で楽しめる映画の上映ですが、図書館の 20 年度全体の利用状況で見ると、AVブース 3,286 件、学習室が 3,856 人、インターネットの利用が 2,049 人の利用と、図書館で本を借りた人は3万 7,034 人、このうちで子供が 5,064 人おりました、図書の貸し出しは 12 万 7,615 冊、AVが1万 6,012 の貸し出しの状況であります。

以上の説明後、質疑に移りました。

問 放課後子どもプランは、各小学校単位でできないか。

答 町は、全町1カ所公民館事業で実施をしている。また、学童保育とのかみ合わせの問題もあり、難しい。

問 学童に入れられない子供たちの居場所を地域の既存施設の活用の考えは。

答 地域分散型になるので、検討の余地はある。生涯学習課と連携をとり、考えていく。

問 菅谷学童保育室工事の入札は。

答 一般競争入札で、7月ごろの予定。

問 学校応援団の位置づけは。

答 地域ふれあい推進事業です。

以上報告し、今後も引き続き調査したいので、中間報告といたします。

以上です。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時20分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、謹んでご報告申し上げます。

村田廣宣副議長におかれましては、去る4月4日にご逝去されました。

これより村田廣宣副議長のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。1分間の黙禱をお願いいたします。

村田副議長に黙禱。

〔黙 禱〕

○柳 勝次議長 黙禱を終わります。ご着席願います。

---

### ◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、村田廣宣副議長のご逝去に対し弔意を表するため、議員提出議案第2号 哀悼決議の提出についての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) 議員提出議案第2号。嵐山町議会議長、柳議長様。提出者、嵐山町議会議員、安藤欣男。賛成者、川口浩史議員、同じく賛成者、松本美子議員。

哀悼決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

提案理由でございますが、本日議長の諸般の報告にもありましたとおり、当議会副議長、村田廣宣議員が去る4月4日ご逝去されました。議会人として卓越した見識の高さと町政進展のために熱い情熱を持った村田議員が故人となられたことは、まことに残念でなりません。ここに哀悼の決議をし、心からご冥福をお祈りしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

#### 哀悼決議

嵐山町議会議員村田廣宣氏のご逝去を悼み、謹んでご冥福を祈る。  
以上決議する。

平成 21 年6月2日

#### 埼玉県比企郡嵐山町議会

○柳 勝次議長 哀悼決議でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第2号 哀悼決議の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、ありし日の村田廣宣議員を偲んで、本会議中における一般質問のお声を皆さんとともに聞きしたいと思います。約2分間です。

それでは、よろしく願いします。

〔村田廣宣議員の一般質問のテープを流す〕

○柳 勝次議長 ただいまのお声は、昨年平成 20 年6月第2回定例会での一般質問でした。改めてご冥福をお祈りいたします。

ここで、村田廣宣副議長のご逝去を悼み、議員を代表して哀悼の意を表するため発言を求められておりますので、これを許可します。

藤野幹男議員。

〔6番 藤野幹男議員登壇〕

○6番(藤野幹男議員) 第6番議員、藤野幹男でございます。議長のお許しをいただきましたので、今は亡き村田廣宣議員に謹んで哀悼の言葉をさげます。

哀悼の言葉。桜花らんまんの去る4月4日、町政の進展と地域の発展のため労を惜しむことなく全力で議会活動をされておりました村田廣宣議員の突然の訃報に接し、私たち議員一同言葉に尽くせぬ深い悲しみの思いに包

まれました。今この壇上に立って議場を見渡しますと、慈愛に満ちた村田さんの姿が見られないことに寂しさを感じてしまいます。ご遺族の皆様方のご感傷に思いをいたすとき、その心中はいかばかりかとお慰め申し上げる言葉もございません。嵐山町議会にとりましても、高潔なお人柄と豊富な知識を有する、かけがえのないすぐれた人材を失いましたことは、まことにとって大きな損失であり、痛恨のきわみであります。

村田議員は、昭和24年11月11日、嵐山町大蔵に生を受け、県立川越高校、東海大学工学部を卒業され、飛鳥建設株式会社に勤務、昭和54年から家業の有限会社村田木材の経営に携わり、平成11年、49歳で、円満なお人柄、才知あふれる言動から地域住民の厚い信頼を得て町議会議員に立候補し、上位当選を果たし、以後3期連続当選され、行財政改革特別委員長、産業建設委員長を歴任し、平成19年10月から副議長に就任、町の発展と町民の負託にこたえるべく全力で議会活動に取り組んでまいりました。この間特に行財政改革特別委員長では、行財政改革課題に崇高な政治理念と卓越した才知で、行財政改革のまとめ役として取り組んでいただきました。

平成19年6月議会では、大きな課題であります政治倫理条例制定についての修正案に賛成する立場での発言は、町の将来を見据えた心慮深い政治理念を、ほかに比類のない才知あふれる言動と信念を持った崇高な討論を行ったのであります。その言葉の中で「議員としての覚悟、信念に誇りを持ち、議会活動、日常生活において倫理を道徳律に沿って厳しく自己を律することは、人間として、議員として町民の信頼にこたえるために最も気をつけなければならない」と発言され、不屈の信念を改めて感じ、敬服いたしましたのであります。

一昨年、群馬県への会派視察研修のことでした。村田さんは、出発数日前に病院へ検査入院され、欠席ということで了解し、出発しました。高崎市での研修を終えて、次の視察地へ向かっている途中携帯が鳴り、病院に入院中の村田さんから「今どこにいるの」と連絡が入り、説明すると、「これから研修に合流するから」と申され、「無理しなくていいよ」と話すと、「もう車で関越高速に入ったところだ」と連絡が入り、びっくりしたのです。その後レンタカーで移動していた我々は、自分の車を運転してきた村田さんと合流し、2日間の視察を無事終了することができました。「みんなに迷惑をかけてはいけないので」の言葉に、自分の体より他人を思いやる心、責任感に全員頭の下がる思いがいたしました。

今年2月の静岡県伊東市の視察のことでした。伊豆の海岸を走っているとき村田さんから、以前友人2人で自分の船を持っていて、近くのマリナー

に船を係留し、管理を頼んで、クルージングを楽しんだ楽しいお話を聞かせていただきました。

3月議会では、治療のため病院に入院され、会期中病院から毎日奥様の送り迎えで議会へ出席され、皆さんから「無理するなよ」の言葉も、自分の頑強な信念と責任感の強さから最終日まで頑張ってくれました。

町民や我々議員全員から慕われ、敬愛されていた村田議員、議会活動、地域発展のためにささげられたあななの功績は、我々議会のかがみとして嵐山町議会史にさん然と輝くものと確信しております。

私たちは、あなたの亡き後も嵐山町及び嵐山町議会の限りない発展に全力を傾注していく所存であります。村田さん、天にありましても、どうぞ私たちに、そしてご遺族に今後も変わらぬご加護を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、村田廣宣議員に心から哀悼の意をささげるとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げ、嵐山町議会を代表しての哀悼の言葉といたします。さようなら。

平成21年6月2日。嵐山町議会議員、藤野幹男。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

哀悼決議文並びに哀悼の言葉は、村田議員のお席にありますお花とともにこの後本職よりご遺族にお渡ししたいと思いますので、ご了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

---

再 開 午後 1時31分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議会人事でありますので、執行部側の方にはご退席をいただきたいと存じます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時31分

---

再 開 午後 1時32分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎副議長の選挙

○柳 勝次議長 日程第7、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法といたしましょうか。

〔「投票」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決しました。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○柳 勝次議長 ただいま出席議員は 13 名であります。

お諮りいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に第 11 番、安藤欣男議員、第 13 番、渋谷登美子議員及び第 10 番、清水正之議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に第 11 番、安藤欣男議員、第 13 番、渋谷登美子議員及び第 10 番、清水正之議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○柳 勝次議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○柳 勝次議長 投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○柳 勝次議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。第 10 番、清水議員、第 11 番、安藤議員、第 13 番、渋谷議員、立ち会いを願います。

〔開票〕

○柳 勝次議長 開票結果を報告いたします。

投票総数 13 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票 13 票

無効投票 0票

有効投票中 河井勝久議員 13 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。

よって、河井勝久議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時48分

---

再 開 午後 1時51分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長に当選されました河井勝久議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第2項の規定により告知いたします。

---

### ◎副議長就任のあいさつ

○柳 勝次議長 この際、河井勝久議員に副議長就任のあいさつを求めます。

河井勝久副議長。

〔河井勝久副議長登壇〕

○河井勝久副議長 ただいま副議長に選出されました7番議員の河井勝久でございます。私は、もとより村田前副議長のようには力量も及びませんが、柳議長を補佐する立場で円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○柳 勝次議長 ありがとうございました。

以上で副議長の選挙を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時53分

---

再 開 午後 2時25分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程の追加

- 柳 勝次議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。  
議会運営委員会委員の選任についての件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。  
よって、この際本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### ◎議会運営委員会委員の選任

- 柳 勝次議長 日程第8、議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。  
議会運営委員会委員については、委員会条例第7条第1項の規定によって、第2番、青柳賢治議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました第2番、青柳賢治議員を選任することに決定いたしました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 柳 勝次議長 日程第9、報告第1号 平成20年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。  
提案者から提案説明を求めます。  
岩澤町長。  
〔岩澤 勝町長登壇〕
- 岩澤 勝町長 報告1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。  
報告第1号は、平成20年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成20年度に繰越明許費予算を設定をした定額給付金事業ほか16件について、平成21年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。  
なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。  
以上をもちまして説明を終わらせていただきます。
- 柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。  
井上政策経営課長。  
〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、報告第1号につきまして細部説明を申し上げます。

平成20年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順で読み上げさせていただきます。財源内訳につきましては、ご高覧願いたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、定額給付金事業、3億896万7,000円、3億795万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、後期高齢者医療保険事業、電算委託料、262万5,000円、262万5,000円。3項児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業、897万1,000円、891万9,000円。

農林水産業費、1項農業費、農業用施設整備事業、地域活性化生活対策交付金事業でございます。鎌形地内農道舗装整備工事835万円、835万円、吉田地内排水路整備工事165万円、165万円。

8款土木費、道路橋梁費、道路修繕事業、道路修繕工事、同じく地域活性化生活対策交付金事業でございます。1,000万円、1,000万円。生活道路整備事業、町道菅谷3号線整備工事、まちづくり交付金事業でございますが、701万4,000円、701万4,000円、町道鎌形163号線整備工事、76万3,000円、41万1,000円、町道川島185号線整備工事、225万2,000円、223万6,000円、町道志賀271号線整備工事、208万4,000円、117万4,000円、町道広野94・295号線整備工事、まちづくり交付金事業でございます。687万8,000円、207万6,000円、幹線道路整備工事、町道1-14号線整備工事、まちづくり交付金事業でございますが、2,686万円、2,546万円。3項の都市計画費、平沢土地区画整理事業、平沢土地区画整理事業補助金、まちづくり交付金分8,736万9,000円、8,071万1,000円。自然緑地管理事業、蝶の里公園施設補修工事、地域活性化生活対策交付金事業でございますが、500万円、500万円。

9款消防費、1項消防費、防災対策事業、これも地域活性化対策の生活対策の交付金事業でございますが、ハザードマップ作成業務委託150万円、150万円、避難所標識設置工事、250万円、250万円。

10款教育費、小学校費、小学校施設改修事業、菅谷小学校改修工事、600万円、600万円。

以上の17事業でございます。合計金額4億8,878万3,000円、翌年度繰越額4億7,358万1,000円、既収入特定財源29万290円、国庫支出金3億5,169万710円、地方債8,630万円、一般財源3,530万円。

以上でございます。

○柳 勝次議長 この際、何かお聞きしたいことがありますか。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) まちづくり交付金事業の中での繰り越しはどういう理由からになっているのか、特に平沢土地区画整理事業の繰り越しに関しては、どのような事情で繰り越しになっているのか伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 平沢土地区画整理事業についての繰り越しの関係でございますけれども、これにつきましては工事が7カ所ございます。それと、物件補償の関係が4件ございまして、その事業につきまして繰り越しているというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません。特に平沢土地区画整理組合に関して聞きたいのですが、まちづくり交付金事業ほかにもありますよね。その繰り越しの理由ということなのですか、それが抜けていたということと、それと工事が7件と物件補償が4件ですか、平沢に関しては。その理由というのは何だったのか伺いたいと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

20年度から21年度に要するに事業が、先ほど言いました工事と物件の関係で、その関係の残った部分について繰り越しているということでございまして、全体の事業の中の補助対象というか、そういう事業の中で今回繰り越している部分が8,071万1,000円ということでございます。全体とすれば約2億近い事業の中のその一部分ということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) まちづくり交付金事業の中では、それは平沢の分ではなくて、菅谷3号線整備工事もそうですよね。それから、町道広野も、まち交だったと思うのですけれども、それも全部すぐにできなかつたからという理由で、まちづくり交付金事業は5年間という期間が区切ってあるわけなのですから、そこのところで繰り越して行って、今年度その分余計に事業を行っていくということになっていくのか、それとも事業が終わらなければどんどん、どんどん繰り越していくということは、まち交の場合はできないわ

けですよ。そのことについて伺っているのですけれども、特に物件補償は相手方がいるので、相手方が対応しなかったということになっていくのかどうか伺いたいと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 生活道路の整備の関係のまちづくり交付金の関係が3路線あると思うのですけれども、これについては菅谷3号線の整備事業でございまして、これにつきましては委託している測量委託と設計委託、その部分が今の段階だと平面測量とか、その辺の地質調査が終わっているのですけれども、その残った部分について繰り越しているということでございます。

それと、町道広野 94・295 号線でございますけれども、これについては用地補償の物件の補償の残金ですか、その部分が残っているということでございまして、これが 11 件分の補償の残金分というのですか、それは物件がすべて移転した段階で、その事業用地がなくなった段階で支払うということになってございますので、それが確認し次第お支払いするというところでございまして、これについては 11 件中残っているのが3件でございます。

それと、幹線道路整備事業1-14 号線でございますけれども、これにつきましては工事の進捗がおくれておりまして、その関係で繰り越しさせていただいているというものでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 それでは、答弁漏れということで、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 物件の関係でちょっと答弁のほうが落ちましたけれども、この平沢の区画整理の関係でございまして、物件補償の関係で残っているということでございまして、建物の移転の関係で残っているわけですね。移転の準備というか、もう移転のほうは始まっているわけでございますけれども、それが完了し次第お支払いするというところでございまして、今現在進行中でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑はないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第 146 条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第10、報告第2号 平成20年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成20年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。平成20年度に設定した道路改築工事に伴う配水管布設工事外4件について平成21年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、報告第2号の裏面をお願いいたします。

今回繰り越しさせていただくものは5件でございます。この繰越額の合計額、ここに書いてありませんけれども、合計をすると2,630万8,800円となります。そして、上の3本につきましては国道の254号バイパスの道路改築工事、これが翌年度繰り越し工事となったために、水道のほうも繰り越しをするということでございます。この工事の延長は、上の2本が6月30日、3本目が7月31日までの工期となっております。下の2本につきましては、平沢土地区画整理事業、これが繰り越し工事になったということで、それに伴ってこちらも繰り越しをせざるを得なかったというものでございます。

以上で報告を終わります。

○柳 勝次議長 この際、何かお聞きしたいことがありますか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 下の2本、平沢土地区画整理事業関連の配水管布設工事なのですけれども、これは予定としてはいつ終了予定なのか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 上のほうが6月30日、下が4月30日ということ

でございます。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 4月という意味がよく理解できないみたいで、もう一度答弁願います。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、もう1回答弁いたします。

これ3月中に終わっていけば繰り越ししないで済んだので、その延長と  
いうか、工期の延長が4月の30日までとなったのと6月の30日になったと。  
さっき上のほうについては、6月の30日も工期の延長ということで、3月の  
31日までに終わっていけば、このところに上げる必要はなかったということ  
でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公営  
企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わ  
ります。

---

### ◎諮問第11号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を  
求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての  
件でございます。人権擁護委員、塚本榮氏の任期が平成21年9月30日に  
満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦をしたいので、人権  
擁護委員会法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであり  
ます。

塚本榮氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じま  
す。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第12、第39号議案 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象者の範囲を改めること並びに重度心身障害者の定義を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 議案39号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の改正でございますが、第2条は用語の定義が規定されておりまして、第1項は重度心身障害者に該当する方を規定しております。

第1号、第2号では身体障害者手帳の1級から3級、療育手帳のマルA、A、Bの所持者並びに特別の理由で手帳を所持していない方で、同程度の障害を有する方を規定しておりますが、こうした方以外の65歳以上の方で、これまで後期高齢者医療制度において、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が該当としておりました。これを65歳以上75歳未満の方につきましては、これまでどおり埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者とし、75歳以上の方につきましては同様の基準により町長が認定をするということで、障害認定者を実態に即したものに区分させていただき改正でございます。

また、「認定を受けた者」を「認定を受けている者」に改めさせていただきます。

次に、第3条の改正でございます。第3条は、対象者を規定しておりますが、第2項では対象除外者について規定しております。第2号の改正前につきましては、児童福祉法第6条の3、これに規定します里親に委託されている者が対象除外となっておりますが、本年4月1日の児童福祉法の改正によりまして、新たに児童福祉法第6条の2に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者に委託されている者が追加となりまして、対象除外となるものでございます。

なお、この小規模住居型児童養育事業と申しますのは、先ほども申し上げましたとおり、本年4月1日から新たに事業化されたファミリーホーム制度でして、養育者の住居におきまして5人から6人の要保護児童を養育するものでございます。この事業は、第2種社会福祉事業に位置づけられておりまして、この事業を行う者は事業主ということになります。

最後になりますが、附則でございますが、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するというものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 2条の4項なのですが、別表で定める程度の障害ということの規定なのですが、具体的にはどういうものなのでしょうか。それが75歳以上ということになっていきますけれども、1から3級、あるいはマルAからBということで、75歳未満の人については、手帳を持っていない人の該当者というのはどういう形になるのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず最初に、どういう者がこの第2条の第4項に該当するかということでございますけれども、第3号、第4号とも同じ基準でございまして、高齢者の医療の確保に関する法律、施行令の別表で定められておまして、具体的に申し上げますと、障害者手帳の4級の一部に該当しておられて、具体的に申し上げますと、音声機能ですとか言語障害のある方、または下肢障害で両下肢のすべての指を欠く場合、それから1下肢の2分の1以上で欠く者、1下肢の機能障害が著しい者、こういった方が該当しておられます。そのほかに障害基礎年金手帳の1、2級の方、それから精神障害者保健福祉手帳の1、2級を所持している方、こういった方が通常の重度医療に該当する以外に対象となっております。また一方で、療育手帳のBに該当する方は、これに含まれておりません。

75歳以下でこの手帳を所持していない方といいますのは.....。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時53分

---

再 開 午後 2時55分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの清水議員の質問に対し、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 大変すみませんでした。

ただいまの質問ですけれども、手帳を所持していない方であっても、埼玉県の後期高齢者医療制度の広域連合でもって障害認定を受けている方につきましては、これに該当するというふうなものでございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) すみません。質問が悪かったのかもしれないですけれども、具体的にちょっとお聞きをしておきたいと思うのです。

いわゆる寝たきり者がどうだったのかなというふうに思ったのです。6カ月以上の寝たきり者については、例えば65歳以上、手帳を持っていない人たちもいるかと思うのですが、その人たちの該当はというふうになるのか。

それから、先ほど75歳以上のBは該当しないというふうに言われたかと思うのですけれども、後期高齢者の人については、重度医療については何かの保険に入っていれば該当するというふうに思うのです。そういう面では、後期高齢者医療の中で75歳以上のBの該当者というのは、緑の手帳のBの人は該当しなくなってしまうということになると、75歳で切れてしまうというふうに思うのです、重度医療の対象から。だとすると、その部分もやっぱりきちっと救ってあげないと、今まで受けていた人が75歳で切れてしまうという

ことになってしまうと、それはもう後退になってしまうと思うのです。そういう面では、先ほど75歳以上のBは該当しないというようなニュアンスを受けたのですけれども、それはそういうことなのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 1点目の寝たきり者の関係なのですから、寝たきり者の関係につきましては、特に手帳を取得していなくても、それと同程度の障害をお持ちの方というのが認定されれば、重度医療に該当するわけでございます。

それから、先ほど申し上げました療育手帳のBにつきましては、私のほうの説明がちょっとうまくできませんで、すみませんでした。本来重度医療の該当者というのが療育手帳の場合にはマルAからA、Bというふうなことで、年齢に関係なく該当するわけございまして、後期高齢者医療制度の65歳以上75歳未満のところにおいては、療育手帳のBが該当しないということございまして、75歳以上になれば当然年齢に関係ない重度医療の部分で該当してまいりますので、生涯該当するというふうな形になります。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちょっとくどいように申しわけありません。65歳から障害を持っている人については、後期高齢者医療については選択になると思うのです。ということになると、後期高齢者を選択した場合は該当する、あるいは後期高齢者医療を選択しないと、緑の手帳のBの人は該当しなくなってしまうということになるのですか。いずれにしても重度医療の場合は、基本的には障害者手帳の1級から3級、緑の手帳のマルAからBまで、これは年齢に関係なくすべての人が該当するというのが基本になるのだと思うのですが、そういう考え方でいいのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいま議員さんのおっしゃるとおり、基本的には障害者手帳の1級から3級、それから療育手帳のマルA、A、Bの方が年齢に関係なく重度医療に該当するわけございまして、後期高齢者医療のほうを選択された方で65歳以上75歳未満の方については、療育手帳のBの部分は該当しないというふうな形になります。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 39 号議案 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 13、第 40 号議案 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 40 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 40 号は、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件でございます。所得税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、条文の整備を行うもの並びに保育料の徴収基準額の一部を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第 40 号の細部説明をさせていただきます。

それでは、改正条文をごらんいただきたいと思います。第3条関係と申しますのは、別表、つまり保育料の徴収基準額表の関係でございます。これの備考の改正でございます。

まず、第1項の改正でございますけれども、別表を見ていただきますと、ここにも書いてあるのですけれども、第4階層から第7階層まで、その所得税の額の区分によって月額徴収基準額が決まっていると、こういうふうなことでございます。

そして、所得税額を計算する場合、第1号については法規定の適用をしない条項でございまして、いわゆる所得税法、そして租税特別措置法、この中に配当控除、あるいは外国税額の控除とか、住宅取得のための借入金に係る特別控除と、こういう幾つかあるのですけれども、第1号として、改正前92条第1項、これに78条第2項の第1号を加えていくということでございまして、今回はこの78条第2項第1号を加えるということで、これは寄附金の控除という形で、これを今回加えさせていただくというものでございます。

それから、第2号につきましては、租税特別措置法の第41条第3項の追加という形になります。この内容でございましてけれども、独立行政法人都市再生機構あるいは地方住宅供給公社、これらを相手方とする既存住宅を取得する場合に、さらに10年以上の割賦払いをした場合に控除が受けられるわけですが、これらを追加していくと。

それから、第41条3の2の第4項及び第5項の追加、これは住宅の省エネ改修に係る控除、これが追加になるということで、これらについては規定は適用しないということをつけ加えられるということでございます。

それから、第2項の改正でございまして。こちらについては、前段にも書いてあるのですけれども、同一世帯から保育所、そのほかに幼稚園あるいは認定こども園、その他特別支援学校の幼稚部等に通園ないし入所等をしている場合、そういった場合には第1欄に掲げる子供さんについては、第2欄によって計算された額を徴収するという規定になっているところでございます。

アとイにつきましては、改正前を見ていただきますと、第2欄のほうで徴収金という形で、この基準額表が徴収基準額表ということで「金」が入っていませんので、アとイについてはこの際文言の整理をちょっとさせていただくということでございます。

それから、ウが今回の主な改正の趣旨でございまして、3人目以降、徴収基準額表の0.1ということで10分の1をいただいておりますけれども、これをゼロ円、つまり無料に改正していきたいというものでございます。

なお、附則でございまして。この条例は、公布の日から施行し、21年の4月1日から適用するということでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 40 号議案 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 14、第 41 号議案 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 41 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 41 号は、嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象者の範囲を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林子ども課長。

〔小林一好教育委員会子ども課長登壇〕

○小林一好教育委員会子ども課長 それでは、議案第 41 号の細部を説明させていただきます。

条例の改正後、改正前の条例を見ていただきたいと思います。まず、第 3 条につきましては、支給対象の条文でございます。これにはちょっと書いていないのですが、第 1 項で支給対象者、つまり支給対象者につきましては、嵐山町に住所を有し、国民健康保険法による被保険者または社会保険各法による被保険者である子供の保護者とする、こういうふうに定義づけられたところございまして、この第 2 項につきましては、その除外規定を定めておる条項でございます。

改正前につきましては、里親という形で委託されている者というような規

定されておるわけでございますけれども、今回の改正につきましては、ここに「小規模住居型児童養育事業を行う者」ということをつけ加えをさせていただくものでございます。

なお、除外の理由でございますけれども、里親同様に別途事業費が公費支給をされるということでございまして、ここから除外をしていくというものでございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用するというものでございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 41 号議案 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 15、第 42 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 42 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 42 号は、嵐山町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象者の範囲等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。  
以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林こども課長。

〔小林一好教育委員会こども課長登壇〕

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、議案第42号につきまして細部の説明をさせていただきます。

まず、第2条につきましては用語の定義、そして第3条が対象者の定義という形になっております。この中に前条例と同様に「小規模住居型児童養育事業を行う者」というのをつけ加えていくというものでございます。3条の関係の第2項につきましては、この対象者の除外規定でございまして、除外理由については先ほどの条例と同様の理由ということでございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するというものでございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第42号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時13分

---

再 開 午後 3時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第16、第43号議案 平成21年度嵐山町一般会計

補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定の件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,315万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を55億6,515万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第43号の細部につきましてご説明申し上げます。

12ページをお開き願いたいと思います。歳入からまず説明をさせていただきます。国庫補助金97万1,000円の減額につきましては、健康増進事業費補助金を国庫補助金から県補助金へ組み替えるものでございます。

次の県補助金1,041万1,000円の増額でございますが、主なものは、10割補助で実施されている緊急雇用創出基金市町村事業に2つの事業が追加認定された分といたしまして、922万1,000円でございます。

次の委託金につきましては、平成24年度の学習指導要領の改正に向けてのモデル事業として実施いたします教育費の委託金でございます。中学校武道必修化地域連携指導実践事業委託金ということで、358万9,000円が主なものでございます。

繰入金でございますが、歳出で不足いたします2,000万円を、財政調整基金を取り崩しまして、財源調整をするものでございます。取り崩し後の財政調整基金の残高は3,101万7,000円でございます。

それでは、14ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず議会費の減額につきましては、故村田議員の報酬等でございます。総務費以降各課にわたりまして、給料及び職員手当の補正を行っておりますが、4月1日付の人事異動によるものでございまして、補正後で給料及び職員手当が739万8,000円の増額となっておりますが、主なものは2人の再任用職員分、これが約440万円でございます。また、共済費につきましては、職員

の長期の町負担率の上昇に伴いまして、合計いたしますと 997 万 4,000 円の増額をさせていただくものでございます。臨時職員につきましては、議会、会計、環境、公民館で賃金を計上しております。

人件費以外の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。22 ページをお願いします。学童保育室事業の 56 万 4,000 円の増額につきましては、養護学校放課後児童対策、放課後対策事業の対象者が1名増加したことによるものでございます。

次に、24 ページをお願いします。一番下の農業用施設整備事業の 840 万円の増額及び次のページの観光施設等管理事業 82 万 2,000 円の増額につきましては、10 割補助の緊急雇用創出基金の追加認定分でございます。ため池台帳の整備及びハイキングルート of 景観維持に活用するものでございます。

28 ページをお願いいたします。一番下の英会話指導事業 94 万 5,000 円の減額につきましては、入札差金でございます。

30 ページをお願いします。中ほどの中学校武道必修化地域連携指導実践事業 359 万 1,000 円につきましては、中学校の武道必修化に向けた事業でありまして、31 ページにございますが、主なものは需用費でございます。この中の消耗品、これの主なものは柔道用の畳 110 枚分といたしまして約 250 万円でございます。

次に、34 ページをお願いいたします。給食調理場建設事業 472 万 5,000 円の増額につきましては、調理場の建設管理委託料でございます。3月に債務負担行為済みでございます。

最後に、予備費であります。203 万 2,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 1,898 万 1,000 円とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。  
○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 17 ページの庁舎管理事業の関係で、特定外来生物の一時保管と運搬の関係なのですが、これどういう動物を保管するのでしょうか。

それから、緊急雇用の関係で、25、27 にハイキングルートとため池の関係ですが、どのくらいの人が雇われるのか伺いたしたいと思います。

それと、29 ページ、消防後援会の件ですが、こういうふうに理由でなっているわけですね、消防後援会の収入が景気後退の影響により不足するためと。そうすると、他の後援会は大丈夫なんでしょうか。まず、ではその点を

伺いたいと思います。

それから、31 ページ、七小の教育振興事業で「人教育の」、そうではないですね、「人権教育」ですよ、「実践的な研究を行い」と云々で、これ歳入で人権啓発活動の一環として「人権の花」実施のために交付されるもの、この補助金がここに来ているのかなって思うのですけれども、「人権の花」というのは一体何なのか、そしてこの七小でやるのはどういうものなのか伺いたいと思います。

それで、歳入で「人権の花」では7万 2,000 円の補助金があるわけですね。来るのですが、七小は5万円が県から来ているようにありますが、残りはどこに使われているのか、あわせて伺いたいと思います。

それから、その下の理科実験のボランティアの関係ですが、これ人数と日にちがわかりましたら伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 最初に、特定外来生物等、これはどういう動物かということでございますけれども、アライグマ、それからハクビシンということでございます。今までこの捕獲作業に当たる職員については、破傷風の予防注射ということに対応してまいりました。それが、昨年だったと思いましたが、アライグマにはアライグマ回虫、これはダニがもとでございますけれども、これに感染をすると中枢神経が障害を受け、非常に危険だということがわかってまいりました。これは、獣医からも指摘を受けまして、協議を進めてまいりました。その結果、ここにございますように運ぶ車を専門化すると。それが、現在町にございます軽トラックにほろをつけまして、専門に運ぶ車に使おうと。それ以外にも、捕獲をした場合直ちに獣医に運んでいくというのが原則ですけれども、獣医が月曜から木曜だけで、金曜日に捕獲した場合は翌週の月曜まで保管しなければならないとか、いろいろ雨の日は持っていけないとか、いろんなことがございまして、これを一時庁舎の敷地に保管をするというふうなことでございまして、その場合、庁舎を訪れる方も、散歩や何かで来る方もいらっしゃるようになって、そういったものに間違っ何かひっかかれたりなんかすると、大変な問題になってしまうというようなこともございまして、これらのことについても万全を期そうということで、専門の物置を購入させていただく。それから、軽トラックがそちらのほうに行きますので、新たに町で一般汎用的に使う軽トラックを用意すると、そういう補正をお願いさせていただきました。

それから、消防後援会の問題でございますけれども、これにつきまして

は景気の落ち込みということで、特に第2分団、七郷地区の2つの消防の部の後援会が、工業団地の工業会から80%減というふうな通告を受けました。この2つの消防の部の後援会からいただいているお金が、大体その部の運営費の半分なのです。これは、大きなことをごさいますて、その通告を受けて、役員さん、後援会等で協議をしたのですけれども、なかなかいい結論に達せないわけなのです。もとは来ないですから。それで、自分たちでもどうしたらいいか何回か会議を開いて、そして自分たちも毎戸の負担金を上げたり、会費ですね、それから経費、例えば総会の経費を、弁当代をやめるとか、自分たちの経費も節減をする工夫をしたり、それから花見台工業会に対して、もう一度、2度ということで、2回その後もお願いに行きまして、最終的に20万円、一番多いときは80万だったのですけれども、19年度が80万、20年度が60万、そして21年度が結果的に20万というふうなことがございまして、そういうふうなことの中で、特例的に、この景気が上向くまで、何とか消防、地元でも頑張つて、そこまで努力をしたのであれば、町も応分の負担をしようというふうなことでの補助金になったということをごさいますて、景気が回復して、またいただけるようになれば、またそういうふうなことにもなると思います。

それから、「人権の花」でございましてけれども、これは東松山の法務局の関係でございまして、東松山市を中心に人権啓発活動地域ネットワーク協議会というのを法務局管内の市と町村でつくっております。こちらが毎年交代で人権の花事業、チューリップを学校で栽培して、それを啓発物資として活用していくというふうなことをごさいますて、今年は滑川と嵐山が当番でございまして、来るお金は全部で12万円なのです。これを小学校割、嵐山町が3校、滑川町が2校、5分の3が嵐山町に来て、5分の2が滑川町と。大体この来たお金の倍ぐらい費用的にはかかるというふうなことをごさいますて、比企郡がこういうふうなことで回りばんこでやっているわけですから、今年嵐山もそういった形で予算化をお願いしているというものでございまして。

○柳 勝次議長 続いて、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 緊急雇用の関係のまずため池の台帳の関係ですけれども、新規の雇用が4名で、1人当たり90日間を予定しております。

それから、観光ルート、ハイキングルートの景観の維持作業の関係ですけれども、これにつきまして新規雇用が3名で、1人当たり30日間の雇用を予定しております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、31ページの七小の人権関

係の、歳入につきましては 13 ページ、先ほど総務課長のほうからご答弁ありましたですけれども、この一つ間を置いて下に人権教育研究協力校委託金ということで、こちらが私ども 31 ページに該当するものということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、続きまして、31 ページの理科実験ボランティアの人数と日数ということですが、人数は1人でございます。日数というよりも回数ということで 40 回分ということで組ませさせていただいております。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 27 ページのハイキングルートの関係なのですが、桜並木の剪定というのは、これ何年に1度くらいやっていることなんでしょうか。それで、今年はたまたまそれに合ったのかどうかを伺いたひと思ひます。

それから、31 ページの人権教育の、そうするとこれは中身としてはどういう中身になっているのか伺いたひと思ひます。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 桜並木の剪定ですが、何年に1度ということをして特に決めているということではなくて、枝が垂れ下がって車等が通行に支障ができたときに、都幾川沿ひの桜堤については毎年というような形でやっております。今回笛吹峠のほうを特に中心に考えているわけなのですが、笛吹峠についても結構車が通行のときにぶつついて枝が落ちていたりしますので、ある程度きれいな形にできればということで、今回申請をさせていただいて、承認をいただきましたので、今回補正をさせていただいて、きれいな形にできればということで考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、31 ページの人権教育研究協力校の委嘱の関係で、中身はということでございます。これにつきましては、県の教育委員会からの委託事業ということでお受けをさせていただいたわけですが、県下で数校の委託ということで、中身といたしましては、全教育課程を通じまして、いわゆる人権意識を培うための教育のあり方というのですか、幅広い観点から実践的な研究を行って、人権教育に関する指導方法ですね、特に指導方法等の充実を図るための研究という形でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 人権の関係なのですが、そうしますと人権というのは多岐にわたっているわけですがけれども、同和問題から始まって男女の性差による問題とか、障害者だとか外国人だとか、そういうものも含めたものとして理解してよろしかったのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 今議員さんのほうからお話があったとおりでいいかというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 2点ばかりお伺いいたします。

今川口議員からも質問がありましたけれども、17ページの特定外来生物の関係ですが、感染症から守るということでございますので、支出はやむを得ないかなというふうには思っていますが、聞き損ねたかもわかりませんが、自動車借り上げ料15万8,000円、新しく用意をするということなのですが、これはリースで車を新しく買うというか、1台ふやすということになるのでしょうか、その点をお伺いしたいのですが、そうしますと何年かこれに経費がかかるわけなのですが、県については、これは嵐山だけではないと思うのですが、埼玉県はこういうことに何か対応策というものがあるのではないかなというふうに思っていますが、県に対しては何か問い合わせ、あるいは要望等をしているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、31ページの新しく中学校に武道教育が必修化されるということで予算づけがされるわけですが、特に中学校の武道必修化に向け、地域指導者の活用、学校における武道指導の充実に要する経費ということになっていきますが、具体的にはどんなことが、指導者の活用等々もあるわけなので、嵐山町には2つ中学校があります。どういう形でこれを進めていくお考えなのか、その点をお伺いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 車のリースの関係、私のほうからお答えさせていただきます。

今町には1台の軽トラックがございまして、平成10年登録という軽トラックでございましてけれども、古いものですから、これにほろをつけてアライグマ、ハクビシンの専用の運搬車にこれを改造して使っていこうという考え方でご

ざいます。そうしますと、軽トラックも非常に便利で、各課使うものですから、1台は別にリースで確保しようということで、実質的に1台ふえてくるというものでございます。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、31 ページの武道必修化の関係につきまして、私のほうでお答えさせていただきます。

具体的内容、そして進め方はどういうふうに進めるかということでございます。先ほど当初井上政策経営課長のほうから24年に必修化になってくるというふうなことでございまして、これに向けまして、いわゆるモデルケースとして本年度、嵐山を含めて4市町がこのモデルの対象というか、なったということでございまして、秩父市、新座市、蓮田市と嵐山町ということでございます。そういった中で、まず中学校の必修化に向けまして、いわゆる会議と申しますか、推進協議会をつくっていくという形になります。ご承知のように町の中には柔道会がございまして、非常に協力をやっていただきまして、昨年もちょうと事故がありまして、菅中で柔道のほうの先生がいなくなりまして、柔道会のほうにお世話になったケースもあるのですけれども、そして7人の今回外部指導者としてお願いをしまして、この7名、そして学校関係者、そして教育委員会の私どもで、先ほど申し上げましたようにこの推進会議を設立しまして、そしてやっていくということでございます。中身的にはそういった中で、具体的に柔道のほうの指導をしていただくと。そのために必要な経費、先ほど畳110畳分というふうにございましたですけれども、そういったものを買わしていただいて、会議等もやりますので、そういった出席された外部指導者については謝金の支払いとかを含めまして、やっていくというふうなことです。先ほど申し上げましたように大体7月ぐらいから、先ほど申し上げました推進の協議会のほうをやりまして、実際に外部指導者が授業に入るのは10月下旬から11月ぐらい、そして12月には終わっていくという形で、この辺で集中的にご指導していただいて、その結果について反省というか、評価というか、県のほうへ問題点とかそういうものを含めて上げていくという形になろうかというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 県からの委託金なのですけれども、アライグマ個体分析調査業務委託に係る委託金としまして、平成19年度は1頭につき4,410円、54頭で23万8,140円と、平成20年につきましては75頭の委託が来ております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 新たに借り上げ、リースで購入するのはアライグマに使うやつではないということがわかりました。感染症ということですから、これは必要な経費かなというふうには思っています。

なお、今県からの補助金は1頭が 4,000 円だった、アライグマとかハクビシンの2つかなと思っていますが、そういう認識でよろしゅうございましょうか。ただ、その 4,000 円は今までどおりですから、新たにこういうことが起こってくるわけなので、その辺の県の対応がどういうものが今後出てくるのかわかりましたら、要望を県のほうにも出していく必要もあるのかなと思っていますが、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

それから、31 ページ、学校の必修化の件ですが、県下ではモデルとしていち早くやるということで、その積極性につきましては敬意を表していきたいと思いますが、今畳をかえるというようなことも出ていましたが、これは今ある道場の畳をかえるというふうなことでよろしいのでしょうか。新たに教室みたいなものを使ってやるというのか、その辺がわかりましたらお伺いします。

それから、2つの今武道場がありまして、それぞれ指導員がおります。立派な方々でございまして、今後ともそういう方々の指導者としての活用、ご協力を働きかけていかれることがよろしいかなと思いますが、モデル事業でございまして、今後武道の必修化に向けての準備ということにもなるわけございまして、推進協議会がうまく機能しますように、その点については要望させていただきます。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

田島環境課長。

○田島雄一環境課長 先ほど申しました 4,410 円というものにつきましては、アライグマのみでございまして。それと、県に対する要望につきましては、近隣の市町村とよく調整を図りながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、畳の件につきましてお答えをさせていただきます。

2校あるのですけれども、学校のほうと必要なものについて協議をしまして、その中にも畳は当然あるわけなのですけれども、菅中のほうについてはかなり新しいというふうなことでございまして、今回は買わないという形で、今回 110 畳の分につきましては、玉中分という形で交換をしていきたいという形で考えております。交換というよりもふやして全体でやりたいと、

玉中のほうの武道場ですね。と申しますのは、菅中と玉中で若干違っておりました、菅中のほうについては、女子についてはダンス、希望があれば柔道もあるのですけれども、原則的にはダンスをやっていくという形でございます。玉中については、男子も女子も柔道でいくという考え方ですので、若干広目にしたいということがございまして、この110畳につきましては玉中のほうで購入をしていきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 1点質問をさせていただきます。

先ほどももう答弁あった項目ですが、それでちょっと納得できないものですから、ちょっとお聞きするのですが、29ページの消防後援会の収入、これは七郷地区ですよ、景気後退の影響により不足するため補助するという経緯ですが、課長さんのほうからこういう経緯で不足している、努力はしているのだけれどもというふうな今お話はいただきました。なかなかこういう時勢ですから、各家庭であっても、また企業においても、なるべくなら出したいというか、節減をしたいと、そういう気持ちはわかるのですが、景気の低迷というのは、これはいつまで続くかわからないわけでございます。継続的に今年度だけということであれば、私まあ仕方ないというふうに思うのですが、景気の低迷が解除されるまで、好景気になるまでということになりますと、ちょっと難しいのではないかなというふうに思います。ほかのところの話を聞いても、やはり企業のあるところ、ないところありますが、また戸数も全然違うわけですから、一概に言えないのですが、企業は嵐山にもほかにもたくさんございます。そういうところで、南部においては一律に今年もいただくのだというふうなことで回っているのだというふうに思います。来年度の決算というか、総会のときに幾ら幾らもらったというのが出ると思うのですが、もともと企業はそれほど多くないものですから、各家庭からいただくものが、何かうちのほうはよそに比べると非常に高額だというふうに聞いています。その中の各後援会の事業の内容によっても、いろいろ必要な経費というのは違うと思うのですが、今ちょっとここで、どういうものに後援会というのは最低必要経費として、1分団ではなくて1部ですよ、1つの消防車に対してどのくらいかかるのか、ちょっとここで聞いておきたいというふうに思うのですが、以上よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 各消防の部の後援会費ですけれども、今年度だけか

ということでございますけれども、そこまで決まっておられません。先ほどの緊急的に、特例的に平成21年度は対応したということでございます、それ以後のことについては決まっておられません。

それから、七郷地区の消防後援会のいろんな検討等の中で、ほかに3つ消防後援会がございます。1の1の消防後援会、1の2、それから南部、鎌形地区の消防後援会、後援会長さんにお集まりいただいて、七郷地区の後援会長さんがその窮状をほかの後援会長さんに訴えました。こういう状況にあるので、ぜひ助けてもらいたいというふうな言葉も出ました。しかしながら、それぞれ後援会には独自の今までの経過、理由等がございます、そう簡単にうちのほうの後援会からお金を出すというわけにいかないというふうなこともございました。その中で南部の後援会長さんからは、いや、うちのほうは実は七郷地区の毎戸1,000円、うちのほうは鎌形地区は2,000円もらっているのだよという話もございました。努力をもう少しやってくれよと、そういうご指摘もいただきました。そんなことを踏まえて、さらに七郷地区で会議を重ね、自分たちの会費を上げたり、花見台の工業会に再度交渉を申し込んだり、そんな努力もその後なされて現在に至ったわけですが、消防後援会の問題はいろんな課題がございます、議員さんがご心配いただいているようなことも鎌形地区においては、いや、うちのほうは多いところは3万円もらっているのだよとか、いろいろ区長さんからもお話がございました。そういうことを踏まえて、課題がはっきりしてまいりましたので、消防の後援会の一つのまとまった組織づくりに向けて、例えば町内の今まで後援会費を払っていない、ある企業からは一定の金をいただけるような見通しもついて、後援会の連合会的な組織づくりに向けた後援会長のテーブルに着くというふうな話も進んでまいりまして、そういったことも頭に置きながら、今後この後援会の運営費というのは決められていくのかなと思っています。

どのくらいお金がかかっているかということでございますけれども、大体今年の報告を見ますと、七郷地区が120万円から130万円の間、この半分が消防の企業からの後援会費、半分が毎戸、区民からいただいている後援会費というふうなことです。南部地区についても大体同様のお金だというふうに記憶しております。

以上です。

○柳 勝次議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 最初に課長さんが説明したとおりのことの繰り返しというふうに受け取れました。仕方ないのかな。私とすると今年度限りで、後については景気がどうこうということではなくて、嵐山町全体で考えていくのですよと、そういう今お話もありましたが、ぜひとも各個人から、消防の集め

る趣旨というのが私もわかったようでわからないのですが、最低限のラインで、昔は各字でみんな対応していたわけですから、それを広く、この後援会組織にしてよくなったというふうには思うのですが、なかなかお金のことから、難しいと思うので、なるべく早目に、たとえ町内であったとしても、なかなか1,000円をもらうのだって容易ではないというふうに集める人に聞きませう。だから、堂々と集められるような、みんなが了解できるような、そういうふうなシステムになっていって、企業さんも景気どうこうということではなくて、最低限ライン、ぜひこれが運営費なのですよということを示して、そこからただけのようにになっていけばいいのではないかなと思うので、ぜひ要望的なものですが、よろしくお計らいいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○柳 勝次議長 答弁は結構ですね。

○4番(長島邦夫議員) はい。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 2点ほどちょっと質問させていただきます。

ページは、24ページの緊急雇用創出の関係で、ため池ですけれども、4名の緊急雇用で整備をしており、台帳整備ということだったのですけれども、台帳整備はすべて嵐山町のため池をするのかどうか。それから、例えば台帳を整備されて、いろんなため池が出てくるのだろうかというふうに思っているのですけれども、その後の事業対策というのは、そのことによって考えていくのでしょうか。例えば補修だとかしゅんせつだとか景観整備というのは出てくるのかどうかを聞いておきたいというふうに思っています。

それから、30ページの関係で、中学校の武道必修化、先ほども幾つかされて、答弁で答えられているのですけれども、4つの地域が、4市町村が対象でとりあえずということでありませうけれども、先ほど武道の中で柔道というお話があったのですけれども、ほかに対象というのは、武道対象はあるでしょうか。そのところを聞いておきたいと思います。

それから、柔道ということになりますと、道着や何かが必要になってくるのだろうかと思うのですけれども、実施が今年の秋以降になるようなお話でありませうけれども、それらについてすべて学校で今後そろえていくようになるのか、あるいはすべて個人所有になっていくのか、その辺もちょっとわからないものですから、聞いておきたいというふうに思っております。

それから、男子、女子、それぞれいるわけでありませうけれども、玉ノ岡中学校については、男子も女子も柔道でやっているというお話でありませうけれども、菅中については、女子はダンスということなのですから、この辺

のところで、必修となると若干違ってくるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺の選択等を考えて、どうしてもやりたくないとかという子供たち、また中学生が出た場合には、その辺の対応というのはどういうふうにやっていかれるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 ため池台帳の整備の関係なのですけれども、ため池台帳につきましては、昭和 54 年のころ作成したままで、一部補正はされているのですけれども、その状態のままの今ため池台帳であります。

それで、町全体を今回国土調査の成果等をもとに調査をさせていただきます、180カ所ぐらいのため池になるかと思えます。それで、整備等につきましては、現況等もよく調査をしながら今後の課題とさせていただくような形で、今回につきましてはため池の既存データの整理、また現地調査が特に時間がかかるのかなとは思っているのですけれども、現地調査、それから堤体等の傷みぐあい等も今回の調査でさせていただくような形で考えております。整備等につきましては、今後のどういうふうにするかについては、それをもとにまた将来的に考えていくような方向でおります。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かにわたりまして、お答えをさせていただきます。

まず、柔道ということですが、その他ほかはということですが、剣道というのも一つあるかというふうに考えております。

それから、道着の関係ですが、これにつきましては個人でという形で現在のところは考えております。

それから、玉中は男女という形で先ほど申し上げたのですけれども、やりたくないというふうなお話もあったわけですが、特に個別的な、例えば身体的にどうしてもちょっと無理があるとか、そういった正当的な理由というのでしょうか、そういうものがあれば、やはりまた別途考えていくことは可能かというふうに考えておりますけれども、ただ単にやりたくないとか、そういうものではちょっとやめるとか、ほかのことというわけにはいかないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ため池の関係ですが、昭和 54 年にしたと、その後ため池そのものがいろんな形に変わってきたらというふうに思って

いますけれども、今後の調査によってまた変わってくるということは、おのずからわかるわけでありましてけれども、それによって幾つかの段階に分けて、例えばその台帳にあらわれてきたものが現在使われているもの、使われていないもの、あるいは荒れちゃって、埋まっちゃってどうしようもないもの、それからさらに農業用水としてちゃんと使われているものとか、そういう形でのランクづけというのはおのずとされてきて、新たな事業施策が出てくるのでしょうか、その辺のところを聞いておきたいと思います。

それから、柔道着の関係ですけれども、個人所有ということになりますと、かなり厳しいものが出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、今1着道着がどのくらいするものかちょっと私もわからないのですけれども、そういう面では家庭的にも大変なものがあるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところの考え方はどういうふうにしているのか聞いてみたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 今回の河井議員さん言われたように、今後のため池の多面的機能等を今回の調査で現況をよく把握して、今後の検討材料にさせていただくというような形で、申請も出させていただいて、内示をいただいていますので、そういう形で進めていきたいということで考えています。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 柔道着なのですけれども、先ほどもちょっと安藤議員さんのご質問にお答えさせていただいたのですけれども、実際に柔道のほうを選択制でやっているという形があります。ですから、現在持っている子供もいるのですけれども、新たにやる場合には個人で買っていただくという形で、現在もそういう形でやらせていただいていますので、そういう形でやりたいと。

ちなみに、中学校等ですと1着で4,500円から6,000円ぐらいの経費という形だということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 柔道着の関係ですけれども、1着4,500円から6,000円と、体型によっても若干違ってくるかなと思っていますし、女子用、男性用というのがあるのかなという、その辺のちょっと私も把握はしていないのですけれども、かなり高額になってくるような感じがするのです。その辺のところでは、今後これらの補助というのも対象にしながら、この事業というのは展開できるのでしょうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 かつては武道は中学校でやってきたのですけれども、今度の学習指導要領の改訂では、武道は必修であるという要求。その中で武道については剣道、柔道どちらでもよろしいと。実際には2年後に中学校の学習指導要領は本格実施するわけですけれども、この事業は地域連携ということで、地域のスポーツ人口と協力して、このことの事業を活性化しようというねらいで、柔道会の人にお世話になると。そういう仕組みができて、国が都道府県に委託をして、都道府県が市町村教育委員会に再委託するというので、この事業を県からお話をいただいて、ぜひ嵐山ではどうかということで、その際いろいろ指導者のほうはどうかと、施設設備はどうかとか、それからお話があった用具関係。実際嵐山では選択の分野としてもう既に柔道をやっていますし、各学校すべて調査をし、ニーズを把握すると、柔道でいきましょうということ。問題は柔道着、お金がかかると。いろいろあわせて、かつて私の息子たちのときも柔道をやっていた、個人持ちでそろえて云々となると、汗をかいたり、人の柔道着を着ると非常に不快があるというようなことで、やっぱり個人持ちが原則であると。その場合にお話のように4,500円から6,000円と、今柔道会の木村先生のお話を聞いたのですけれども、これについて河井さん、補助できるのかどうかいと、そういう仕組みは、このモデルの事業を受けながら少し考えていかなければいけないのかなと、どこの市町村もこれから同じような課題を抱えていると。ただし、教材という考えでいくと、原則個人持ちということは現在考えております。まだこれからのいろんな個人の状況だとか、いろいろと対応する中で補助できるのかどうか、検討もあわせてしていきたいというふうに考えております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 幾つかあるのですけれども、ページ数が言えないのですけれども、まず調理場の管理委託料ですけれども、これ472万5,000円、これは当初でなぜ出せなかったのかということと、37ページで見ますと、人件費が739万8,000円の増になっているわけなのですけれども、これはこれを数字で見ますと、再任用雇用の人が1人ふえただけで739万8,000円の増になっています。もう一つ共済費なのですけれども、共済費が1,017万6,000円の増になっていまして、これは長期保証というか、年金共済の金額が上がったということで1,017万6,000円の増になっていますけれども、長期保証の分、年金の部分に関しては、決定するのは当初予算の前ではないかなと思うのですけれども、もともとそれは改正されてい

て、年金が幾ら金額が上がっていくというのは、ある程度わかっていた金額ではないかなと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになっているのか。これは、特に考え方なのですけれども、今回ですけれども、基金を2,000万円取り崩して現在の状況に対応して、さらに予備費が減額されているという状況になっていますよね。そこで考えると、やはりちょっとこういった支出の補正予算で、調理場の管理委託費を出してみたりとか、共済費の長期保証についての部分をここを出してきたりするのは、私はかなり考え方として問題があるかなというふうに感じています。その点について伺いたいと思います。

それと、人件費の考え方なのですけれども、臨時職員の賃金は298万円ほど上がってきています。これは、一人一人の人件費の単価が上がったという形ではなくて、今の嵐山町の仕事に対応できないために多分人件費を加えたというふうに、ふやさざるを得なかったというふうな考え方になってくるのだろうなというふうに考えるのですけれども、この点についての具体的な見解といいますか、分析というか、そういうふうなことを伺いたいと思います。

それと、生涯学習にかかわる人件費なのですけれども、図書館の費用が人件費として1,000万円ほど上がっていますね。これに関しますと、かといって臨時職員の賃金が下がっているわけではないので、この図書館の人件費というのは、人的な配置をこれからも充実させていくという考え方で、逆に言えば体育館、体育施設のほうの人件費は減らしているという感じなので、すけれども、その考え方について伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず、最初に安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 人件費の問題でございますけれども、大変申しわけございませんけれども、37ページ、38ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。37ページの人件費の補正前、一般職の総括、補正後、これですけれども、補正前が(1)が(2)になったと、これこれにございますように短時間勤務職員、これ再任用の短時間勤務職員が1人ふえているということです。人数的には138が全体の人数は変わってございません。しかし、この中を見てもみますと、会計間で人事異動がございましたし、人数は変わりませけれども、こういうふうな形になっています。現実には育児休暇職員が1人減って、そして会計間異動で、これ上下水道課から一般会計に1人ふえていると、差し引きプラ・マイ・ゼロで138と人数は変わってございません。

それで、今渋谷議員さんがおっしゃっている給与費で739万8,000円

ふえているぞと、こういうことです。この中身が、38 ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。ここが給料と職員手当、合わせて今の数字になるわけなのです。これの中身は何かというと、会計間異動で給料は 685 万 4,000 円ふえています。それから、手当は 392 万 1,000 円ふえていますということです。その他は、いろんな理由があるのですけれども、先ほど井上課長からご説明申し上げました再任用職員が給料では 318 万 6,000 円、その他で三角ですけれども、ふえている要素としては 318 万 6,000 円、手当で 121 万 5,000 円というのが再任用職員に係る分です。減っているのは、育児部分休業をしている職員分が 277 万 1,000 円減ったりですとか、給料から報酬に、これはフルタイムの再任用職員を1人嘱託員に変更しています。給料から報酬に変更している。そういったことで 335 万 2,000 円の減ですとか、そういうふうなことがございまして、ふえている理由の大きな理由は会計間異動、水道会計から一般会計、下水道会計から一般会計、国保会計から一般会計という会計間異動よっての増加が一番大きいですよという理由になっています。

それから、共済費の問題ですけれども、人件費も含めて当初予算の編成をさせていただくのは、大体昨年11月とか12月、このころです。このころの共済費の状況はどうだったかというふうなことになるわけですけれども、そのとき共済組合からいただいている指示は、保険料の率については、これは長期でございまして、1,000 分の 120.75 ですと、これで予算を組んでくださいという指示をいただいています。これで予算を組んでいるのですけれども、平成 21 年度は5年に1回の保険料率の改定の年なのです。改定の年についてどのくらいの保険料率にするか、これまでいろいろ検討してきて、最終的には9月に決定をするのですけれども、暫定として4月から8月分の率、それから9月から3月分の率と2通りに分けて率が示されました。それによって保険料率が上がってきていると、その金額が 1,017 万 6,000 円だということです。これは、ご承知のとおり幾日か前の新聞にも、社会保険をもらう何人で1人を負担するとか、そういうふうなことで非常に保険料の記事が出ていましたけれども、全く共済組合も同じでございまして、5年に1回ずつシミュレーションをして負担率を求めていると、それが出てくるのがこの補正の時期というふうなことです。

それから、臨時職員の問題でございまして、臨時職員は正規な職員の配置と表裏一体の問題がございまして、正規に職員が配置を4月1日付でされます。それで、予定をされた正規の職員が配置ができなかったような場合、どうしても業務量から臨時職員をお願いせざるを得ないというふうなところについては臨時職員をお願いすると、それが確定したものですから、

今回の補正で出させていただいたと。暫定的には、当初予算ですと、総務課の臨時職員の雇用事業の中に一括計上させていただいて、ここでもって4月から6月、この補正を迎えるまでの間をそこで計上、執行し、それ以後については、ここで改めて予算をお願いをさせていただいて、そこで今後年度末まで執行していくというふうな考え方です。

図書館の人件費につきまして増額になっている理由は、これは全体の人件費なのですけれども、当初予算で計上するのは現在の、ですから3月31日の職員が4月1日、退職を迎えた職員、図書館でも1人いました。計上の仕方とすると、3人20年度はいたのですけれども、21年度はその方が1人やめますから、2人分を人件費上当初予算は計上して、正式に配置がされた時点で、6月でそれを修正をするというのが今までのやり方です。ですから、正規の職員が、図書館付については、2人で当初見ておったのですけれども、ここで3人になっていますから、1人分がふえていると、そういうふうなことで500万円何がしの増額になっているというふうなことでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、給食調理場の管理業務についてお答えをさせていただきます。

なぜ当初予算に出せなかったかということで、私どもとしてもこの当初予算に出せればよかったのですけれども、ご承知のように本契約、議決をいただきましたのは1月27日というふうなことでございまして、その時点で当初予算はかなり詰まっていた部分もございました。その後建築確認等を出してあったわけなのですけれども、消防設備の関係でいろいろとやりとりがかなり時間を食いまして、そういったこともございまして、管理業務のほうは中身的にちょっと詰まらなかった部分もございまして、最終的に3月補正で債務負担をお願いしたというのが実情でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 保健体育総務費の給与費の関係なのですけれども、こちらにつきましては、4月1日の人事異動によります職員の給料の差額にかかる分であります。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 考え方なのですけれども、私も2,000万円の基金を取り崩して、こういった形でいろいろな事業、当初でかなり取り崩して、

そして今回も2,000万円を取り崩してやっています。5年に1度の改定があるならば、それは当然補正でというふうな形でなくて、当初で反映しておかなくてはかなり、今回2,000万円で、今までこんなことなかったと思うのですけれども、2,000万円取り崩してという形でやってきているわけです。その考え方として私は業務というか、嵐山町に似合わないほどのたくさんの業務を、今のやり方の中では盛り込み過ぎてこんな状態になっているのかなというふうな考え方は、当然私は今回持っているのですけれども、やっぱりちょっと身の丈に合わないような仕事をしてしまったのかなというふうな感じで見ているのですけれども、5年に1度の改定があるということがあれば、当初予算にそれはある程度のものを組み込まないでやっていってよいのですか。その問題なのですけれども、これだけの金額というのは大きい金額です。

それと、会計間の異動と先ほどの職員の給料等もですけれども、会計間の異動という形でこれだけの金額が出てきて、これは私すみません、下水道のほうとか全部加えて計算していなかったの、ということになりますけれども、でもそうでもないのではないかな、下水道を加えたからといって、それから国保の項も見たのですけれども、国保と下水道でそれほどの差はなくて、こんなに会計間の異動で、それで再任用雇用の人件費が120万円か幾らで、それで500万円も当初と金額が変わってくるということがあるのかなと思うのですが、それはやっぱり昇給があるからですよ。昇給も加えてこんな形で出てくるものなのかなというふうに感じるのですけれども、この金額的に大きいなというふうにごく思っています。

人件費に関しては、そういうふうな印象があって、さらにこれで見ますと、2,000万円基金で取り崩したうちに、共済費と給与費のほうでもう1,700万円ほどいくのですよね。そうすると、やっぱり当初の予算の組み方としてまずいのではないかなというのと、学校給食の共同調理場の監査に関しましても、これだけ状況が厳しい中で、それを加えていなかったというのは、私は今当初予算の組み方として非常に問題が大きいのではないかなというふうに感じているのですけれども、その点についてはいかがなのでしょう。

図書館職員に関しては、では3名で、そして臨時職員があとという形で、今までの現行どおりのやり方であって、そしてB&Gに関しても1人の今までと同じ対応、職員配置にしてはそういうふうなことでやっていくということだと思います。やっていったということで、すみません、ちょっと私は人件の人配置の比較をしていないので。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 当初予算に編成をいたしました人件費につきましては、一般会計は140人、これは教育長さんも含めてですけれども、下水道会計4人、水道会計9人、国保会計1人、合わせて154人ということで当初予算を編成いたしました。これが現実的に4月1日の人事異動を踏まえたり、あるいは短時間再任用職員の雇用を考えたり、そういったことをして調整をすると、今回の補正のような数字になるというふうなことでございます。

ただ、渋谷議員さんが、ほかの会計もそのくらいまで減っていていいのではないかと、これ追いつかないではないかという話だと思うのです。それは、今回ごらんになっていただきますと、水道会計補正が出ておりませんですね、人件費。これは、慣例的にこの時期にやるのではなくて、次の補正、9月の補正を待って調整をとっているというのが水道会計でございまして、その分が出てくれば追いついてくる話なのです。そういったことで決して、人件費ですから、水増ししたり、何かするものではなくて、去年の11月時点での4月1日の職員数を予測をして、それで編成をしているということでございます。

共済費につきましては、そういうふうなルールになっておりまして、ちょっと金額が大きくて、我々もちょっとびっくりしたのですけれども、そういうふうな経過が、共済組合からの指示、それに基づく料率等を計算をして出しているものですから、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。この補正予算書を見ますと、補正前は138で、補正後は130、補正前は138、補正後も138なのです。職員数140で計算しているということは、これで見ますと、これは一般会計の説明書でありますから、仕方がないのですけれども、職員全体のことがわかるというふうなものがないと、これでは把握できません。水道会計のことに關してもそうですけれども、職員全体の人件費のあり方というものは、現状のこの予算書のつくり方ではわかりませんよね。そこのことについて、私はこれに関して言いますと、職員の関係に言えば職員を減らして、そして臨時職員で今やっていくという方法をとっていますよね。それがいいのか悪いのか、今の嵐山町の現状に合わせて、私自身はそれはまずいなと思っているのですけれども、嵐山町の現状でいくのであるならば、これはいたし方ないだろうなというふうに思うのです。ですけれども、これだとそういったことが予算書の中で反映されて見ていくということが非常に難しいです。その点についてどういうふうに考えられるのか。特に今後のことなのですけれども、今後といいますか、これ一般質問の中にも入っているから、あれなのですけれども、基金を取り崩していろいろな事業をしていく中で、人件費も当然加わっていくわけですよね。その中でこういうふうな状況になってきているので、

やっぱり人件費の把握というのは、ある程度当初のときにしっかり組み込まなくてはいけないと思うのですが、その点についての考え方を伺いたいと思うのです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 今渋谷議員さん、この給与費明細書、これが要はその人件費、何人で幾らかというのを反映しているこれは説明資料なのです。138人と私が申し上げた140人、言葉足らずで申しわけなかったのですが、給与費明細書上は、育児休暇等で給料をもらっていない職員については人数を載せないというルールなのです。2人育児休暇の職員がいますので、実際には一般会計上140人いますけれども、給料をもらっていない職員が2人いますから、その数が入らないで138になっているという数字です。

それから、申し上げた全職員数の給料、職員手当、共済費はそれぞれの会計に必ず計上されておるわけです。それは、暫定的な計上の仕方が当初予算であって、4月1日現在新採用職員がどう配置をされるか、やめた職員のところにはどういう職員が配置をされるか、あるいは機構改革に応じた職員数はどうなるのか、臨時職員との関係はどうなのか、それが4月1日の人事異動で確定してまいりますので、ここで6月にいつもルール上補正をさせていただいているというようなことでございますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 1点ほどお聞きします。

26ページ、27ページなのですけれども、先ほども質問がありましたけれども、観光施設管理事業ですか、ハイキングルートの景観維持業務委託ということなのですけれども、これ笛吹峠を中心に桜並木の剪定業務委託ということなのですけれども、笛吹峠の桜並木を見た場合、景観として一番気がつくのはてんぐ巣病です。これもやっぱり維持管理に対しても、これから維持管理していく上でもてんぐ巣病の問題が一番大変だなと思っておりますけれども、今回の剪定の内容をちょっと聞かせてもらえたらと思いますけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

水島産業課長。

○水島晴夫産業振興課長 剪定内容という、手入れの時期が来年の年明け1月から3月にかけて、3月前実施を予定をしております、今吉場議員さ

んが言われるようになってんぐ巢病等もありますので、その辺に関してもいろいろ指導、吉場議員さんに、詳しいので、指導してもらいながらやっていければと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○柳 勝次議長 第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) かつて定峰峠ですか、あの桜が相当新聞紙上でも有名でございましたけれども、今てんぐ巢病で花が本当に少なくなっておりまして、てんぐ巢病というのは本当に広がり激しく、早く剪定したほうが経費もかからないし、維持管理していく上では大変だと思います。私も議会に入る前、都幾川の桜並木ですか、剪定させてもらったことがあります。嵐山町の観光協会、嵐山町の町ですか、日本桜の会という会員になっておるのです。そこで一応会費を払いながら、この前は日本桜の会の指導員という人が無料で来てくれまして、桜の剪定の仕方も教わりました。そういうことも考えながら、嵐山町の桜を守っていけたらと思うのですけれども、これは要望でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 1点だけお聞きしたいというふうに思うのですけれども、中学校の武道の必修事業なのですが、先ほど指導要領の改正で必修になったのだというお話だったので、今回モデル事業ということで、ああ、大変なモデル事業を受けたなという気がするのですけれども、何年生がやるのかまずお聞きをしておきたいというふうに思うのです。

これ町はモデル事業として地域指導者を活用するということになっていきますけれども、クラブ活動の外部指導であれば、ある程度の時間が予測ができるということで協力してくれる人というのがあるのかなというふうに思うのですけれども、1学年であっても、きょうの122条でも、例えば菅中が4クラス、玉中が3クラスぐらいあるわけで、ではその時間割りがどうなるのか、これはやっぱり一番協力をいただくのに大変な部分があるのかなというふうに思うのです。先ほど言ったようにクラブ活動であれば、ある程度の時間が確約できるというふうになるのですが、多分今までも外部指導で協力していただいている方については、仕事を持っている人たちが多いのだと思うのです。私、自営をやっている人でも、例えば午前中1時間、2時ごろから1時間とかという形で、それがクラスごとにそういう形になると、とてもではないけれども、協力するのにもなかなかというような話をしていたのです。そういう点では、とりあえずどういう形で進めていくのか。私は、文科省そのものがこういう形の必修をやるということ自体も問題があるのかなというふうに思うのですけれども、それに増して地域の協力を得るといっても、これはなかなか地

域の協力を得るのに大変になってくるのかなど。では、仕事を休んで来るといふわけにもなかなかいかないだろうし、その報酬をどうするかという問題もこれから検討されるのでしようけれども、具体的にはその辺をどういうふうに考えているのかお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、何点かについてお答えをさせていただきます。

まず、何年生かということですがけれども、中央教育審議会の答申でそれらが出たわけなのですからけれども、それによりますと1、2年生という形になっております。

それから、外部指導者の関係です。議員さんのほうから時間割りという話があったわけなのですからけれども、全くそのとおりでございまして、お勤め等をしていただいたり、自営業であったりとか、そういった中で時間を割いて、いわゆる学校、子供たちのためにご指導いただけるというようなことでもございまして、そういった意味では、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、本年そういった形でモデルケースでやるのですけれども、昨年の一度やっていただいて、昨年のときは4名の方に協力をいただきました。これは菅中だけでございましたが、その辺が非常に参考になっている部分があるのかなというふうに考えておまして、そういった中で先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、今地域連携推進協議会というのをつくりまして、そういった中で指導者と学校側、当然私どもも入りまして、会議等を持ちまして、議員さんのほうからお話がありました時間割り等々につきましても協議をさせていただいて、そういった中で割り振り等もさせていただくと、こういうふうに考えております。

なお、報酬のお話も出たわけでもございますけれども、報酬につきましては、2年後はちょっとわかりませんが、このモデルケースの場合には会議、これは2時間という形で考えていただきたいのですけれども、そして1回の授業というか、これもやっぱり2時間ぐらいで2,800円という形で組ませていただいて、お支払いを報酬としてさせていただきたいというふうなことで考えております。ただ、そうはいてもいろいろな都合、繰り合わせてやっていただくわけでもございまして、十分話し合いというか、協議をさせていただきながら進めていければいいかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 例えば1、2年生という形になると、クラスごとにやるという話になりますと、菅中で全部で8クラス、玉中で6クラス、14クラスがそれぞれの時間割りの中でやっていくということになるわけですね。そういう面では、先ほど言ったように仕事を休んで来てくれるというふうにはなかなかないのだからというふうには思うのです。まして2,800円では。そのところが私一番これを進めていく上でネックになるのかなというふうに思うのですけれども、実際例えば柔道会であれば柔道会、剣道会であれば剣道会でこの菅中、玉中の1、2年生の対応ができるという形で進むのでしょうか。やっぱりそれは教員がどういう形でかでも協力をするというか、本来はやっぱり教員の指導というものが必要になってくるのだと思うし、そういう増員を図っていかなければならないというふうには思うのですけれども、そういう面での考え方というのは協議会で協議するにしても、町の考え方をきちっと出してやる。具体的にしていかないと、実践上の問題としては非常に課題が大きいなというふうに思うのですけれども、考え方をお聞きしておきたいというふうに思うのですが。

---

### ◎会議時間の延長

○柳 勝次議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

---

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 まず、菅谷中学校で1年生が95人、この半分ぐらいということでございまして、先ほど申し上げましたように、菅中につきましてはダンスのほうも取り入れていくという形になりますので、人数的にはこの半分ぐらいだろうという形です。先ほど議員さんのほうから話がありましたように、当然担任の先生も張りついていきますので、そういった意味でチームティーチングのような形で、いわゆる純粋な技術というのでしょうか、その部分について指導していただくというのが中心になろうかなというふうに考えております。玉中につきましては、1年生を見ますと81人という形で、そうするとこのくらいいますので、大体指導者は2人ぐらいお願いしたいということで、その辺については学校のほうとも協議をしながらこの予算をお願いし、県のほうへもお願いしたわけなのですけれども、そういった意味で、考え方ということですが、これについては学校のほうの意向を踏まえて、私どものほうとしてもやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今の話ですと、学年ごとにやるという話なのか。クラスごとということではなくて、学年ごとにやるという話になるかなというふうに聞いたのですが、それと同時に先生が出てくれるということですから、災害補償の関係もしっかりしているのだと思うのですが、ちょっとそこだけ確認をしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時55分

---

再 開 午後 5時10分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの清水議員の質問に対しての答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、中学校の武道についてお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、国のモデル事業ということで、本格的に全国の中学校で本格実施やるのは平成24年度、それまでに新しい必修の分野なので、やはり国としてモデル事業をやってもらって、そこから課題なり成果を出してもらって、本格的実施に向けようということの委託であります。

ご案内のように中学校の体育というのは年間授業時間が決まっています、その中で水泳だとか球技だとか器械だとか体づくり運動だとか、幾つかの領域の中に武道というのが入ってきた。したがって、例えば現在菅谷中学校で計画しているのは、年間1学年、12時間の授業、年間、1年間で、だから1カ月ぐらいなのです。2年生も3年生もそれぞれ年間12時間の柔道をやってみましょうと。玉ノ岡中学校については、1年生は17時間、それから2年生、3年生は年間20時間やりますよという計画で、既に嵐山町の柔道会の皆さん方と両校の校長先生、体育担当の先生と打ち合わせが済んでおりまして、1時間について菅谷中学校では体育の教員が玉中より余分に配当されておりますので、1時間に1名指導者をお願いしたい。菅中では女子体育の先生はダンス専門なので、ダンスのほうを女子は選びますよというので、男子だけ柔道をするのだというようなことで、教員も2人いるので、1名ずつ、玉中は1時間に2人お願いしたいと、そういう協力体制もできております。

結局この1年間嵐山でモデル地区をやって、国へ報告、県へ報告する際には、こういう地域の方々の協力があればできますよと、地域のスポーツ人材、柔道指導者がいなければかなり苦しいのではないのでしょうかとか、ある

いはこういう地域の方々の専門の指導を受けたら、こういう成果がありますよとか、そういうものを報告しなければいけない。そのために嵐山がひとつチャレンジしてみましょと、こういうことですので、恐らくやっっていく中でいろいろな課題やら、逆に大きな成果も出てくると思いますので、ぜひこれを積極的に両校も受けるということですので、頑張ってもらっていただきたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、先ほど来から質問は出ておりますけれども、少し違う観点から、私わかりませんので、質問をさせていただきますので、お願いいたします。

まず、17 ページなのですけれども、先ほどから特定外来の関係で、議員さんそれぞれから質問が出ておりましたけれども、20 年度は 75 頭ほどの、これはアライグマの捕獲があったということの答弁だったかなと思いますけれども、こういった形でかなりの捕獲ができておりますけれども、これは感染の関係で保管する物置、あるいは専門の古くなった軽トラの、ある程度改造というのでしょうか、それをほろですか、それをつけるために備品購入という形での 10 万円だというようなことでしたけれども、そうしますと、これは捕獲するための道具といいたいまいしょうか、そういう器具があるかなと思うのですけれども、それは町では今貸し出しをしていると思うのですけれども、どのくらい貸し出しをしていて、町民からの要望に十分対応ができていての 75 頭分なののでしょうか、その辺を1点少しお尋ねをします。

それに伴いますと、ここには該当してこないだろうから、出てこなかったのかと思ったのですけれども、先ほど最初の安藤議員さんのほうから質問が出ていましたけれども、県のほうからの要請についての、あるいは委託の関係はないのだということでしたけれども、これに伴うと、今ハクビシンの関係もかなり被害が相変わらず出ているというふうに、ちょっと分野が違っていたら、ご回答は結構ですけれども、出ているので、この辺のところも少しは関連があるということであつたらば、お尋ねをさせていただきます。年間どのくらいの、アライグマだけでなく、ハクビシンのほう、それから捕獲の道具でしょうか、そういうものが十分足りているのか、足りていないのかという部分です。

それと、25 ページになるかなと思いますけれども、ため池台帳の關係の電子化の關係なのですけれども、これもやはりそれぞれが質問等が出ていましたけれども、54 年に作成したものの、ある面では見直しというような形につながってくるのかなというふうに解釈したのですが、台帳整備ということ

ですので、町全体では180カ所ほどあるということでしたけれども、新たなものというか、その辺のところまでは現地調査というような答弁でしたので、これ以上のこの範囲内といいたいまいしょうか、この範囲内の場所だけの該当の現地調査なのか、あるいはほかにもかなり支部なりなんなり、そういうところから担当課のほうへ申し出れば、その辺のところも調査対象になるのでしょうか。それは、あくまでもこの54年度の作成の180カ所をもう一度現地調査するという形のみなののでしょうか。その1点をお尋ねさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

田島環境課長。

○田島雄一環境課長 現在アライグマの捕獲につきまして、箱わなのものがありまして、これを申請に基づきまして、貸し出しをしているところでございます。現在数は15から20個ぐらい。購入したのは40基ですけれども、そのうち壊されているものもありまして、数は若干少なくなっております。

個数については以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、ハクビシンの関係ですけれども、ハクビシンにつきましては、有害獣として捕獲をしております、今年度等の数については、ちょっと把握していないので、申しわけないのですけれども、必要であればまた後で調査をして報告をさせていただきます。

それから、台帳整備のため池台帳の関係なのですけれども、今台帳に記載されているのが169カ所ため池台帳にあります、それでそのほかにも整備をしていない圃場整備の中のため池等がありまして、それについて追加をして調査をしていくということと、あと国調の結果をもとに調査をしていく考えでありますので、漏れのないような形で調査はしていきたいということで考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、40基ほどの購入だったけれども、多少の損傷ができているものもあるけれどもというようなお話ですが、これは両方では使っているということによろしいですか。ハクビシンもそれを使う、アライグマのほうもそれを使う、そういう考え方でよろしいですか。

それで、町民からの要望には十分に対応ができていると、そういう形よろしいでしょうか、お尋ねをします。

それと、私のほうは質問の関係で、その次のため池なのですけれども、180というふうなさっきの答弁で聞いたような、聞き間違いだったらすみませ

ん、そういうふうな形で質問をしてしまいましたけれども、169ということですか、現在台帳整備の関係では、それにもろもろがあつて、もう少しふえるということの見込みでよろしいですか。その辺をもう一度確認させていただき、それと私、地域から上がるものとか、あるいはもう少しそういったような小さいところというのでしょうか、それまで把握ができて、地域からのこういうところもため池になっていきますけれども、どうなのでしょうかと、そういう調べといひましようか、区のことでしたら区長さんという形でなるのでしょうか、そういうところがありますかというようなことまでは踏み込まないでのあれでしょうか。ため池の台帳の電子化というものについての業務委託は、そういう形までは踏み込まないということですか。小さいものも結構あるので、みんな地域的には困っているようなところもありますから、私あえて質問させていただいているのですけれども、そこまで踏み込まないのであれば、踏み込まなくても結構ですから、ご答弁をお願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、捕獲器の関係なのですけれども、両方同じような動物ですので、同じもので捕獲をして対応しております。それで、今のところはほぼ、貸し出しに來れば大体間に合っているような状況です。それで、貸せば貸すだけ捕獲できるというか、それで職員としては余り、捕獲器についてはこれ以上ふやされると、対応がなかなかできないような状況に今なりつつはあります。そんな状況です。

それから、ため池の関係ですけれども、今台帳に載っているものが169カ所の台帳がありまして、そのほかにため池の台帳にないもの等を含めますと180カ所ぐらい、それから地域からの余り小さいもの等についての調査の要望等については、今のところは考えていなくて、今管理しているものと、それから新たに土地改良事業等で作成したため池について調査を考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第43号議案 平成21年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第17、第44号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定の件についてでございます。人事異動に伴いまして、人件費の増額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第44号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第18、第45号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成21年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。人事異動に伴い、人件費の減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第45号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

### ◎議案第46号～議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○柳 勝次議長 日程第19、第46号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件、日程第20、第47号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第21、第48号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件及び日程第22、第49号議案 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件、以上4件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件でございます。道路台帳の補正を実施することに伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第47号は、町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件でございます。町有財産払い下げ申請に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第48号は、町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件でございます。道路台帳の補正を実施するに伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

次に、議案第49号について提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第49号は、町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件でございます。道路敷地の寄附に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊都市整備課長。

〔田邊淑宏都市整備課長登壇〕

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号の細部を説明させていただきます。

初めに、議案第46号でございますが、議案第48号と関連がありまして、続けて説明させていただきます。この両議案につきましては、道路台帳の補正に伴うものでございまして、路線の終点の位置が変わり、延長が短くなるため、議案第46号で廃止いたしまして、議案第48号で認定し直すものでございます。

まず、議案第46号でございますが、町道路線の廃止についてでありまして、駅前のポケットパークに面する町道菅谷259号線の延長25.52メートル、主要地方道深谷-嵐山線、旧国道の254号と県道武蔵嵐山停車場線に平行しております町道の路線を廃止するというものでございます。

続いて、議案第49号でございますが、路線の認定でありまして、町道菅谷259号線といたしまして、駅前のポケットパークに面し、県道の武蔵嵐山停車場線に平行して町道路線の延長14.05メートル、幅員1.5メートルを認定させていただくというものでございます。

次に、議案第47号でございます。町道路線の廃止についてでありまして、

町道広野 116 号線の道路敷であります町有財産の払い下げに伴うもので、路線に隣接する土地の所有者から申請がありまして、廃止させていただくものでございます。この路線でございますが、大字広野地内の主要地方道深谷-嵐山線と関越自動車道が交差する北側にありまして、今年度道路整備を予定しております広野 94、295 号線に接する路線で、延長 31.45 メートル、幅員 1.95 メートルでございます。

続きまして、議案第 49 号でございます。町道路線の認定でありまして、民間の開発行為によりまして、整備された道路でございます。道路敷の土地所有者から寄附の採納がありまして、町道川島 198 号線として認定させていただくものでございます。この路線でございますが、大字川島地内の町道 1-10 号線を天沼から県道都幾川-熊谷線に向かいまして、約 50 メートルぐらい先の交差点を右に曲がりまして、約 30 メートルぐらい先の右側にある舗装で整備された道路でございます。延長が 20.20 メートル、幅員が 4.00 メートルでございます。

なお、この議案に関係いたします路線を表示した図面につきましては、議員控室に掲示してございますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

大変失礼しました。先ほど議案第 49 号のところを 48 号と申し上げていたようでございます。ご訂正いたします。48 号を 49 号というふうに申し上げたそうです。大変失礼しました。訂正させていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 寄附のやつなのですが、幅員 4メートルというふうに言いましたけれども、それは側溝が入って 4メートルなのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

議案第 49 号の関係でございますけれども、これは先ほど申し上げさせてもらいましたけれども、舗装で整備された路線ということでございますけれども、これは両側側溝が入りまして、舗装が全面整備されているという路線でございます。4メートルの幅員については、側溝の外外、道路の有効幅員として 4メートルということでございます。

○柳 勝次議長 よろしいですか。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そうすると、車道幅員そのものはどのくらいにな

るのですか。開発によるものなののでしょうか、開発によるものだとすると、随分狭い感じがするのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 開発に係る道路でございます、4メートルの幅員の道路でございます。これについては、側溝を含んで4メートルということございまして、車道幅員とすれば3メートルぐらいにはなるのかなと思っております。ただ、この道路につきましては、以前に道路位置指定をとってある道路でございます、これを採納させてもらうというものでございます。

○柳 勝次議長 よろしいですか。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 町の考え方なのですが、開発による寄附で車道幅員が3メートルぐらいということになると、4メートルあるから、緊急車両は入るのでしょうか、そういう面からすると、車道幅員3メートルで開発によってということになると、開発の場合もつと幅員を広くとるような指導というのはできないのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

開発行為の関係でございますけれども、一定の延長までは4メートルの幅員でクリアできるわけなのですけれども、この補正については20.2メートルということございまして、そのクリアしているということでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第46号議案、第47号議案 町道路線を廃止することについての件及び第48号議案、第49号議案 町道路線を認定することについての件、以上4件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました第46号議案、第47号議案 町道路線を廃止することについての件及

び第 48 号議案、第 49 号議案 町道路線を認定することについての件、以上4件につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

---

#### ◎請願の委員会付託について

○柳 勝次議長 日程第 23、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願は、総務経済常任委員会に会議規則第 92 条の規定により付託いたしますので、ご了承願ひます。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

---

#### ◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により6月3日及び6月4日は休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月3日及び6月4日は休会することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時43分)